

令和 7 年 6 月定例県議会  
教育警察常任委員会説明資料  
(令和 7 年度 6 月補正予算等)

教育委員会



# 令和7年度6月補正予算総括表

## 教育委員会

### 一般会計

(単位：千円)

| 課 名           | 補正前の額       | 補 正 額   | 計           | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |         |     |        |
|---------------|-------------|---------|-------------|-----------------|---------|-----|--------|
|               |             |         |             | 特 定 財 源         |         |     | 一般財源   |
|               |             |         |             | 国支出金            | 地方債     | その他 |        |
| 教 育 政 策 課     | 4,086,132   |         | 4,086,132   |                 |         |     |        |
| 学 校 人 事 課     | 112,724,516 | 520,393 | 113,244,909 | 520,393         |         |     |        |
| 文 化 課         | 1,098,399   | 367,333 | 1,465,732   |                 | 329,000 |     | 38,333 |
| 施 設 課         | 8,024,597   |         | 8,024,597   |                 |         |     |        |
| 高 校 教 育 課     | 2,235,218   |         | 2,235,218   |                 |         |     |        |
| 特 別 支 援 教 育 課 | 244,786     |         | 244,786     |                 |         |     |        |
| 学校安全・安心推進課    | 606,003     |         | 606,003     |                 |         |     |        |
| 体 育 保 健 課     | 2,361,425   |         | 2,361,425   |                 |         |     |        |
| 義 務 教 育 課     | 516,513     |         | 516,513     |                 |         |     |        |
| 社 会 教 育 課     | 1,268,681   |         | 1,268,681   |                 |         |     |        |
| 人 権 同 和 教 育 課 | 29,794      |         | 29,794      |                 |         |     |        |
| 一 般 会 計 合 計   | 133,196,064 | 887,726 | 134,083,790 | 520,393         | 329,000 |     | 38,333 |

### 熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位：千円)

|           |         |  |         |  |  |  |  |
|-----------|---------|--|---------|--|--|--|--|
| 高 校 教 育 課 | 374,950 |  | 374,950 |  |  |  |  |
|-----------|---------|--|---------|--|--|--|--|

### 熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位：千円)

|           |         |  |         |  |  |  |  |
|-----------|---------|--|---------|--|--|--|--|
| 高 校 教 育 課 | 546,379 |  | 546,379 |  |  |  |  |
|-----------|---------|--|---------|--|--|--|--|

### 合 計

(単位：千円)

|         |             |         |             |         |         |  |        |
|---------|-------------|---------|-------------|---------|---------|--|--------|
| 教育委員会合計 | 134,117,393 | 887,726 | 135,005,119 | 520,393 | 329,000 |  | 38,333 |
|---------|-------------|---------|-------------|---------|---------|--|--------|

## 令和7年度6月補正予算県議会説明資料

### 学校人事課（一般会計）

（単位：千円）

| 事項別<br>明細書<br>頁 数 | 目 名    | 補正前の額         | 補正額      | 計             | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |     |     |      | 説 明                                                                                                                                               |
|-------------------|--------|---------------|----------|---------------|-----------------|-----|-----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   |        |               |          |               | 特 定 財 源         |     |     | 一般財源 |                                                                                                                                                   |
|                   |        |               |          |               | 国支出金            | 地方債 | その他 |      |                                                                                                                                                   |
| 32                | 教職員人事費 | 12, 145, 679  | 520, 393 | 12, 666, 072  | 520, 393        |     |     |      | 1 管理運営費 <span style="float:right">520, 393</span><br>（1）就学支援金交付等事業 <span style="float:right">520, 393</span><br>公立高等学校の生徒への高校生等臨時支援金の支給<br>に要する経費 |
| 課 計               |        | 112, 724, 516 | 520, 393 | 113, 244, 909 | 520, 393        |     |     |      |                                                                                                                                                   |

文化課（一般会計）

（単位：千円）

| 事項別<br>明細書<br>頁 数 | 目 名  | 補正前の額     | 補正額     | 計         | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |         |     |        | 説 明                                                                                   |
|-------------------|------|-----------|---------|-----------|-----------------|---------|-----|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|                   |      |           |         |           | 特 定 財 源         |         |     | 一般財源   |                                                                                       |
|                   |      |           |         |           | 国支出金            | 地方債     | その他 |        |                                                                                       |
| 33                | 美術館費 | 326,495   | 367,333 | 693,828   |                 | 329,000 |     | 38,333 | 1 美術館施設整備費 367,333<br>（１）県立美術館本館改修整備事業 367,333<br>県立美術館本館永青文庫常設展示室の空調設備の<br>改修等に要する経費 |
| 課 計               |      | 1,098,399 | 367,333 | 1,465,732 |                 | 329,000 |     | 38,333 |                                                                                       |

## 債 務 負 担 行 為 補 正 (追 加)

### 施設課

(単位：千円)

| 議 案<br>頁 数 | 事 項                    | 期 間     | 限 度 額    | 説 明                                                   |
|------------|------------------------|---------|----------|-------------------------------------------------------|
| 6          | 熊本工業高校実習棟改築工事<br>熊 本 市 | 令和 8 年度 | 740, 143 | 熊本工業高校実習棟改築に係る工事費<br>(理由)<br>工期を15か月程度確保する必要がある<br>ため |

## 令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

### 学校人事課

(単位：円)

| 議案<br>頁数 | 款   | 項     | 事業名                | 金額        | 翌年度繰越額    | 繰越の理由                                |
|----------|-----|-------|--------------------|-----------|-----------|--------------------------------------|
| 57       | 教育費 | 高等学校費 | 県立学校原油価格・物価高騰対策事業費 | 6,829,000 | 6,829,000 | 国の補正予算（経済対策）に伴う事業であり、年度内の執行が困難であったため |
| 合 計      |     |       |                    | 6,829,000 | 6,829,000 |                                      |

### 文化課

(単位：円)

| 議案<br>頁数 | 款     | 項       | 事業名          | 金額          | 翌年度繰越額      | 繰越の理由                                            |
|----------|-------|---------|--------------|-------------|-------------|--------------------------------------------------|
| 57       | 教育費   | 社会教育費   | 埋蔵文化財発掘調査費   | 425,133,000 | 112,344,000 | 国の用地買収が遅延したことにより、年度内執行が困難となったため<br>竹迫城惣構え跡（1か所）  |
| 58       | 教育費   | 社会教育費   | 文化財保存整備事業費   | 49,151,000  | 22,745,000  | 工法の変更や資材の調達等に日数を要し、年度内執行が困難となったため<br>熊本城外4件（5か所） |
| 58       | 教育費   | 社会教育費   | 美術館本館施設改修事業費 | 243,109,000 | 119,709,739 | 工法の変更等に日数を要し、年度内執行が困難となったため<br>美術館本館（1か所）        |
| 60       | 災害復旧費 | 教育災害復旧費 | 文化財災害復旧費     | 104,422,000 | 28,560,000  | 工法の変更等に日数を要し、年度内執行が困難となったため<br>長砂連古墳外4件（5か所）     |
| 合 計      |       |         |              | 821,815,000 | 283,358,739 |                                                  |

## 施設課

(単位：円)

| 議案<br>頁数 | 款   | 項       | 事業名             | 金額            | 翌年度繰越額        | 繰越の理由                                                             |
|----------|-----|---------|-----------------|---------------|---------------|-------------------------------------------------------------------|
| 57       | 教育費 | 高等学校費   | 高等学校校舎新築・増改築事業費 | 382,002,000   | 31,263,000    | 工事の不落に伴い、工事の年度内の執行が困難となったため<br>熊本工業高校既存校舎解体・駐輪場移設工事               |
| 57       | 教育費 | 高等学校費   | 高等学校施設整備事業費     | 4,686,021,000 | 1,732,054,000 | 学校運営に配慮した工期工程の調整等に時間を要し、年度内の執行が困難となったため<br>玉名高校長寿命化改修第1期工事外14件    |
| 57       | 教育費 | 特別支援学校費 | 特別支援学校施設整備事業費   | 698,075,000   | 285,767,000   | 国の補正予算（経済対策）に伴う事業等であり、年度内の執行が困難であったため<br>熊本はばたき高等支援学校体育館空調整備工事外4件 |
| 57       | 教育費 | 特別支援学校費 | 特別支援教育環境整備事業費   | 330,322,000   | 138,790,000   | 学校運営に配慮した工期工程の調整等に時間を要し、年度内の執行が困難となったため<br>大津支援学校校舎（実習棟）新築工事      |
| 合 計      |     |         |                 | 6,096,420,000 | 2,187,874,000 |                                                                   |

## 高校教育課

(単位：円)

| 議案<br>頁数 | 款   | 項     | 事業名          | 金額          | 翌年度繰越額      | 繰越の理由                                                          |
|----------|-----|-------|--------------|-------------|-------------|----------------------------------------------------------------|
| 56       | 教育費 | 教育総務費 | 高等学校D X推進事業費 | 107,000,000 | 107,000,000 | 国の補正予算（経済対策）に伴う事業であり、年度内の執行が困難であったため                           |
| 57       | 教育費 | 高等学校費 | 高森高校環境整備事業費  | 232,094,000 | 87,832,362  | 学校運営に配慮した工期工程の調整等に時間を要し、年度内の執行が困難となったため<br>高森高校マンガ学科校舎棟新築工事外4件 |
| 合 計      |     |       |              | 339,094,000 | 194,832,362 |                                                                |

## 特別支援教育課

(単位：円)

| 議案<br>頁数 | 款   | 項     | 事業名               | 金額      | 翌年度繰越額  | 繰越の理由                                |
|----------|-----|-------|-------------------|---------|---------|--------------------------------------|
| 56       | 教育費 | 教育総務費 | 県立特別支援学校寄宿舎費支援事業費 | 959,000 | 959,000 | 国の補正予算（経済対策）に伴う事業であり、年度内の執行が困難であったため |
| 合 計      |     |       |                   | 959,000 | 959,000 |                                      |

## 体育保健課

(単位：円)

| 議 案<br>頁 数 | 款   | 項     | 事 業 名               | 金 額         | 翌年度繰越額      | 繰 越 の 理 由                                                              |
|------------|-----|-------|---------------------|-------------|-------------|------------------------------------------------------------------------|
| 58         | 教育費 | 保健体育費 | 子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業費 | 99,950,000  | 99,950,000  | 国の補正予算（経済対策）に伴う事業であり、年度内の執行が困難であったため                                   |
| 58         | 教育費 | 保健体育費 | 県営体育施設管理運営費         | 31,187,000  | 5,000,000   | 県民総合運動公園陸上競技場スロープ軒天井改修工事において、工事着手時期に関する公園利用者との調整に日数を要し、年度内の執行が困難となったため |
| 58         | 教育費 | 保健体育費 | 県営体育施設整備事業費         | 736,419,000 | 23,517,000  | 県立総合体育館音響設備改修工事の工法・工程及び仮設計画の検討に日数を要し、年度内の執行が困難となったため                   |
| 合 計        |     |       |                     | 867,556,000 | 128,467,000 |                                                                        |

## 義務教育課

(単位：円)

| 議 案<br>頁 数 | 款   | 項     | 事 業 名                    | 金 額        | 翌年度繰越額     | 繰 越 の 理 由                            |
|------------|-----|-------|--------------------------|------------|------------|--------------------------------------|
| 56         | 教育費 | 教育総務費 | 文化部活動指導員配置支援事業費          | 9,453,000  | 6,807,000  | 国の補正予算（経済対策）に伴う事業であり、年度内の執行が困難であったため |
| 56         | 教育費 | 教育総務費 | くまもと新時代を担うグローバル人材育成推進事業費 | 15,000,000 | 15,000,000 | 国の補正予算（経済対策）に伴う事業であり、年度内の執行が困難であったため |
| 合 計        |     |       |                          | 24,453,000 | 21,807,000 |                                      |



第 11 号

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例

藤崎台県営野球場条例（昭和35年熊本県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「5,060円」を「5,610円」に、「4,400円」を「4,870円」に、「5,280円」を「5,850円」に、「5,610円」を「6,210円」に、「6,500円」を「7,200円」に、「7,040円」を「7,800円」に、「8,040円」を「8,900円」に、「1,760円」を「1,950円」に、「2,100円」を「2,330円」に、「3,000円」を「3,330円」に、「3,700円」を「4,100円」に、「1,100円」を「1,220円」に改める。

別表の2の表中「580円」を「650円」に、「250円」を「280円」に、「1,470円」を「1,690円」に、「660円」を「760円」に、「2,930円」を「3,370円」に、「1,330円」を「1,530円」に、「4,720円」を「5,420円」に、「2,140円」を「2,460円」に、「350円」を「390円」に、「150円」を「170円」に、「230円」を「260円」に、「100円」を「110円」に、「460円」を「510円」に、「200円」を「230円」に改める。

別表の3の表中「495,000円」を「547,970円」に、「123,200円」を「136,390円」に、「44,000円」を「48,710円」に、「28,000円」を「31,000円」に、「22,000円」を「24,360円」に、「14,000円」を「15,500円」に、「11,000円」を「12,180円」に、「7,000円」を「7,750円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

藤崎台県営野球場の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

| 議案番号    | 議 案 名                       | 内 容                                                                                                                                                                   |
|---------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 1 号 | 藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について | <p>1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）</p> <p>藤崎台県営野球場の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。</p> <p>2 内容</p> <p>使用料を改定する。<br/>（別表関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p> |

第 12 号

熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定について

熊本武道館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本武道館条例の一部を改正する条例

熊本武道館条例（昭和46年熊本県条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「2,420円」を「2,700円」に、「4,300円」を「4,800円」に、「7,370円」を「8,220円」に、「6,160円」を「6,870円」に、「11,660円」を「13,000円」に、「14,080円」を「15,700円」に、「1,600円」を「1,790円」に、「2,800円」を「3,130円」に、「5,000円」を「5,580円」に、「4,400円」を「4,910円」に、「7,800円」を「8,700円」に、「9,400円」を「10,490円」に、「1,100円」を「1,230円」に、「2,200円」を「2,460円」に、「3,900円」を「4,350円」に、「3,300円」を「3,680円」に、「6,700円」を「7,470円」に、「4,840円」を「5,400円」に、「8,580円」を「9,570円」に、「14,740円」を「16,440円」に、「12,320円」を「13,740円」に、「23,320円」を「26,010円」に、「28,160円」を「31,400円」に、「3,200円」を「3,570円」に、「5,600円」を「6,250円」に、「10,000円」を「11,150円」に、「8,800円」を「9,820円」に、「15,600円」を「17,400円」に、「18,800円」を「20,970円」に、「6,600円」を「7,360円」に、「13,400円」を「14,950円」に、「210円」を「240円」に、「420円」を「470円」に、「730円」を「820円」に、「630円」を「710円」に、「1,150円」を「1,290円」に、「1,360円」を「1,520円」に、「860円」を「960円」に、「1,000円」を「1,120円」に、「1,590円」を「1,780円」に、「1,840円」を「2,060円」に、「2,590円」を「2,890円」に改める。

別表の2の表を次のように改める。

2 個人使用料

| 区分  | 1人1回 | 回数券<br>(10回分) | 定期券<br>(1か月) |
|-----|------|---------------|--------------|
| 対象  |      |               |              |
| 一般  | 190円 | 1,610円        | 1,850円       |
| 大学生 | 130円 | 1,010円        | 1,450円       |

|       |       |         |             |
|-------|-------|---------|-------------|
| 高校生   |       |         |             |
| 中学生以下 | 7 0 円 | 5 1 0 円 | 1 , 0 1 0 円 |

別表の3の表中「3 7 0 円」を「4 2 0 円」に、「4 3 0 円」を「4 8 0 円」に、「7 9 0 円」を「8 8 0 円」に、「8 6 0 円」を「9 6 0 円」に、「1 , 2 2 0 円」を「1 , 3 6 0 円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### (提案理由)

熊本武道館の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

| 議案番号    | 議 案 名                    | 内 容                                                                                                                                                                         |
|---------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 2 号 | 熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定について | <p>1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）</p> <p>熊本武道館の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。</p> <p>2 内容</p> <p>使用料の額及び区分を改定する。<br/>（別表関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p> |

第 13 号

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例

熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,030円」を「1,160円」に、「465円」を「530円」に、「1,410円」を「1,590円」に、「640円」を「720円」に、「510円」を「580円」に、「235円」を「270円」に、「890円」を「1,000円」に、「410円」を「460円」に、「300円」を「340円」に、「135円」を「160円」に、「180円」を「210円」に、「85円」を「100円」に、「90円」を「100円」に、「130円」を「150円」に、「290円」を「330円」に、「900円」を「1,010円」に、「1,300円」を「1,460円」に、「2,860円」を「3,210円」に、「1,800円」を「2,020円」に、「4,070円」を「4,570円」に、「390円」を「440円」に、「175円」を「200円」に、「3,860円」を「4,330円」に、「1,750円」を「1,970円」に、「680円」を「770円」に、「310円」を「350円」に、「405円」を「460円」に、「1,540円」を「1,730円」に、「700円」を「790円」に、「1,980円」を「2,230円」に、「3,010円」を「3,380円」に、「2,010円」を「2,260円」に、「1,010円」を「1,140円」に、「670円」を「760円」に改める。

別表の2の表大体育室の項中「2,420円」を「2,720円」に、「10,120円」を「11,360円」に改め、同表中体育室の項中「1,910円」を「2,150円」に、「8,070円」を「9,060円」に改め、同項の次に次のように加える。

|      |                        |            |        |
|------|------------------------|------------|--------|
| 小体育室 | アマチュアスポーツに使用する<br>場合   | 1時間までごとにつき | 2,100円 |
|      | アマチュアスポーツ以外に使用する<br>場合 | 1時間までごとにつき | 8,820円 |

別表2の表室内温水プールの項中「2,690円」を「3,020円」に、「3,410円」を「3,830円」に改め、同表照明設備の項中「3,740円」を「4,200円」に、「1,980円」を「2,230円」に、「1,320円」を「1,490円」に、「660円」を「740円」に、「440円」を「500円」に改め、同表大体育室

冷暖房設備の項中「１１，０００円」を「１２，３５０円」に改め、同表大型映像装置Ａの項及び大型映像装置Ｂの項中「１，１３０円」を「１，２３０円」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県立総合体育館の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

| 議案番号    | 議 案 名                        | 内 容                                                                                                                                                                               |
|---------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 3 号 | 熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について | <p>1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）</p> <p>熊本県立総合体育館の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。</p> <p>2 内容</p> <p>使用料の額及び料金区分を改定する。<br/>（別表関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p> |

第 14 号

熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例

熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「100円」を「120円」に、「160円」を「190円」に、「200円」を「230円」に、「390円」を「450円」に、「780円」を「890円」に、「1,720円」を「1,960円」に、「13,760円」を「15,640円」に、「35,200円」を「39,990円」に、「3,200円」を「3,640円」に、「20,900円」を「23,750円」に改める。

別表の2の表中「40円」を「50円」に、「60円」を「70円」に、「440円」を「500円」に、「660円」を「750円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県総合射撃場の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

| 議案番号    | 議 案 名                       | 内 容                                                                                                                                                                   |
|---------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 4 号 | 熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定について | <p>1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）</p> <p>熊本県総合射撃場の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。</p> <p>2 内容</p> <p>使用料を改定する。<br/>（別表関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p> |

第 26 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 59 号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年3月31日専決

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和23年4月1日から施行する。  
（県立学校諸証明手数料徴収条例の廃止）
- 2 県立学校諸証明手数料徴収条例（昭和22年熊本県条例第34号）は、廃止する。  
（令和7年度における授業料の納付の猶予の特例）
- 3 令和7年度における第2条第4項の規定の適用については、同項中「生徒（通信制の課程の生徒を除く。）」とあるのは、「生徒」と、「又は同法」とあるのは、「若しくは同法」と、「場合」とあるのは、「場合又は知事が当該生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるための交付金等の交付が見込まれる場合」と、「第2項」とあるのは、「前2項」と、「当該申請又は届出をした日の属する月から知事が指定する月までの各月分」とあるのは、「知事が指定する期間」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

| 議案番号    | 議 案 名               | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 2 6 号 | 専決処分の報告<br>及び承認について | <p>1 専決処分した案件の名称<br/>熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>2 専決処分の理由<br/>高校無償化における高等学校等修学支援事業費補助金の高校生等臨時支援の実施に伴い、関係規定を整備する必要があったため。</p> <p>3 内容<br/>(1) 条例改正の内容<br/>令和 7 年度における授業料の納付の猶予に係る特例規定を設ける。(附則第 3 項関係)<br/>(2) 施行期日<br/>令和 7 年 4 月 1 日から施行</p> |

報告第 18 号

家庭教育支援の推進に関する施策の報告について

くまもと家庭教育支援条例（平成24年熊本県条例第88号）第11条の規定により、令和7年度の熊本県における家庭教育支援の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

1 親としての学びを支援する学習機会の提供

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

〔事業一覧〕

| 番号 | 事業又は取組名                       | 令和7年度当初<br>予算額（千円） | 担当課     |
|----|-------------------------------|--------------------|---------|
| 1  | くまもと子育て応援プロジェクトの実施            | 1,524              | 子ども未来課  |
| 2  | 消費生活相談・啓発事業                   | 57,584<br>の一部      | 消費生活課   |
| 3  | 食品ロス削減推進事業(意識改革・行動<br>変容推進)   | 7,854<br>の一部       | 消費生活課   |
| 4  | 情報安全出前講座                      | 91                 | 教育政策課   |
| 5  | くまもと「親の学び」プログラムの推進<br>(保護者対象) | 2,008<br>の一部       | 社会教育課   |
| 6  | 肥後っ子をまもる保護者教室                 | －<br>(ゼロ予算)        | 生活安全企画課 |

2 親になるための学びの推進

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

〔事業一覧〕

| 番号 | 事業又は取組名            | 令和7年度当初<br>予算額（千円） | 担当課   |
|----|--------------------|--------------------|-------|
| 7  | 私立中学・高校における保育体験の推進 | 8,902<br>の一部       | 私学振興課 |

|    |                                |               |                   |
|----|--------------------------------|---------------|-------------------|
| 8  | 高校生の留学促進事業                     | 3,000         | 私学振興課<br>義務教育課    |
| 9  | 認知症サポーターアクティブチーム支援事業           | 4,375<br>の一部  | 認知症施策・地域<br>ケア推進課 |
| 10 | 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業    | 52,770        | 社会福祉課             |
| 11 | 私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れの推進       | 82,849<br>の一部 | 子ども未来課            |
| 12 | 思春期健康教育事業（プレコンセプションケア普及啓発推進事業） | 3,939<br>の一部  | 子ども未来課            |
| 13 | こどもの居場所づくり支援事業（学習支援・交流事業）      | 13,084        | 子ども家庭福祉課          |
| 14 | くまもとゼロカーボン行動ブック等を活用した環境教育の推進   | 17,765<br>の一部 | 環境立県推進課           |
| 15 | 若年層への食の安全に関する学習機会の提供           | 761<br>の一部    | くらしの安全推進<br>課     |
| 16 | 消費生活相談・啓発事業（再掲）                | 57,584<br>の一部 | 消費生活課             |
| 17 | 食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進）（再掲）    | 7,854<br>の一部  | 消費生活課             |
| 18 | 地下水と土を育む農業の推進                  | 10,806<br>の一部 | 農業技術課             |
| 19 | くまもと「親の学び」プログラムの推進（中高生対象）      | 2,008<br>の一部  | 社会教育課             |
| 20 | 非行防止教室・薬物乱用防止教室                | —<br>(ゼロ予算)   | 生活安全企画課           |

### 3 人材養成

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行うことで、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

〔事業一覧〕

| 番号 | 事業又は取組名 | 令和7年度当初<br>予算額（千円） | 担当課 |
|----|---------|--------------------|-----|
|----|---------|--------------------|-----|

|    |                                          |              |        |
|----|------------------------------------------|--------------|--------|
| 21 | 現任保育士等研修事業                               | 33,900       | 子ども未来課 |
| 22 | 情報安全出前講座（再掲）                             | 91           | 教育政策課  |
| 23 | 県立高等学校の家庭科主任を対象とした講習                     | 1,157<br>の一部 | 高校教育課  |
| 24 | 県内の地歴・公民科教員を対象とした研修                      | 5,678<br>の一部 | 高校教育課  |
| 25 | 県立高等学校の進路指導主事等を対象とした講習                   | 8,255<br>の一部 | 高校教育課  |
| 26 | 健康教育担当者を対象とした研修会                         | 212          | 体育保健課  |
| 27 | 幼児教育推進体制の充実・活用強化事業                       | 5,723        | 義務教育課  |
| 28 | 幼稚園教員・保育士等を対象とした研修                       | 2,794<br>の一部 | 義務教育課  |
| 29 | くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会                  | 2,008<br>の一部 | 社会教育課  |
| 30 | くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座                   | 2,008<br>の一部 | 社会教育課  |
| 31 | 県統括コーディネーター配置事業（地域と学校の連携・協働に関するアドバイザー配置） | 1,204        | 社会教育課  |
| 32 | 人材育成・活動推進事業                              | 782          | 社会教育課  |
| 33 | 社会教育団体等指導者研修                             | 104<br>の一部   | 社会教育課  |
| 34 | 肥後っ子いきいき読書環境づくり事業                        | 132          | 県立図書館  |

#### 4 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の促進

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

〔事業一覧〕

| 番号 | 事業又は取組名                                                     | 令和7年度当初<br>予算額（千円） | 担当課                                |
|----|-------------------------------------------------------------|--------------------|------------------------------------|
| 35 | 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの<br>学習・生活支援事業（再掲）                         | 52,770             | 社会福祉課                              |
| 36 | 私立幼稚園における預かり保育を通じた<br>子育て支援                                 | 6,170              | 子ども未来課                             |
| 37 | リトルエンジェル支援                                                  | 1,645<br>の一部       | 子ども未来課                             |
| 38 | 発達障がい児早期発見・早期支援事業                                           | 438                | 子ども未来課                             |
| 39 | こどもの居場所づくり支援事業（学習支<br>援・交流事業）（再掲）                           | 13,084             | 子ども家庭福祉課                           |
| 40 | 「くまなびの日」実施                                                  | —<br>（ゼロ予算）        | 教育政策課<br>高校教育課<br>特別支援教育課<br>義務教育課 |
| 41 | ほほえみスクールライフ支援事業                                             | 131,424            | 特別支援教育課                            |
| 42 | 人工呼吸器装着児童生徒看護師利用補助<br>事業                                    | 25,443             | 特別支援教育課                            |
| 43 | 通学支援補助事業                                                    | 960                | 特別支援教育課                            |
| 44 | 学校等警察連絡協議会事業                                                | 15,969<br>の一部      | 学校安全・安心推<br>進課<br>生活安全企画課          |
| 45 | 地域と学校の連携・協働体制構築費補助<br>事業（学校における働き方改革を踏まえ<br>た地域学校協働活動推進員配置） | 80,770<br>の一部      | 社会教育課                              |
| 46 | 地域と学校の連携・協働体制構築費補助<br>事業（家庭教育支援員配置）                         | 80,770<br>の一部      | 社会教育課                              |
| 47 | 地域と学校の連携・協働体制構築費補助<br>事業（地域における学習支援、体験活動）                   | 80,770<br>の一部      | 社会教育課                              |

|    |               |            |         |
|----|---------------|------------|---------|
| 48 | 「熊本の心」活用推進事業  | 210        | 社会教育課   |
| 49 | おはなし会活動団体支援   | 330<br>の一部 | 県立図書館   |
| 50 | スクールサポーター活用事業 | 37,086     | 生活安全企画課 |

## 5 相談体制の整備及び充実

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実に努める。

〔事業一覧〕

| 番号 | 事業又は取組名                              | 令和7年度当初<br>予算額（千円） | 担当課        |
|----|--------------------------------------|--------------------|------------|
| 51 | スクールソーシャルワーカー補助事業                    | 9,608              | 私学振興課      |
| 52 | 私立幼稚園における子育て支援活動の推進                  | 6,170<br>の一部       | 子ども未来課     |
| 53 | ひとり親家庭等支援事業（母子家庭等就業・自立支援事業）          | 9,158              | 子ども家庭福祉課   |
| 54 | 子ども・若者総合相談センター事業                     | 20,817             | 子ども家庭福祉課   |
| 55 | 児童家庭支援センター事業                         | 145,377            | 子ども家庭福祉課   |
| 56 | ヤングケアラー支援体制強化事業                      | 4,578              | 子ども家庭福祉課   |
| 57 | 医療的ケア児等暮らし安心サポート事業（医療的ケア児地域支援体制強化事業） | 12,011<br>の一部      | 障がい者支援課    |
| 58 | 男女共同参画相談室らいふ                         | 6,145              | 男女参画・協働推進課 |
| 59 | スクールカウンセラー活用事業                       | 174,452            | 学校安全・安心推進課 |
| 60 | スクールソーシャルワーカー活用事業                    | 147,075            | 学校安全・安心推進課 |

|    |                        |               |            |
|----|------------------------|---------------|------------|
| 61 | 学校支援アドバイザー配置事業（市町村立学校） | 4,808         | 学校安全・安心推進課 |
| 62 | 学校問題解決支援事業             | 5,525         | 学校安全・安心推進課 |
| 63 | 家庭教育電話相談事業             | 2,822<br>の一部  | 社会教育課      |
| 64 | 少年相談「肥後っ子テレホン」事業       | 34,000<br>の一部 | 生活安全企画課    |

## 6 広報及び啓発

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

〔事業一覧〕

| 番号 | 事業又は取組名                             | 令和7年度当初<br>予算額（千円） | 担当課       |
|----|-------------------------------------|--------------------|-----------|
| 65 | 子育て情報提供、県民意識啓発事業、くまもと子育て応援プロジェクトの実施 | 4,834              | 子ども未来課    |
| 66 | 家庭から暴力をなくすキャンペーン                    | 882                | 子ども家庭福祉課  |
| 67 | くまもと子ども・若者”よりそい”シンポジウム等の開催          | 20,817<br>の一部      | 子ども家庭福祉課  |
| 68 | 熊本県・熊本市連携発達障がいに関する講演会               | 56,871<br>の一部      | 障がい者支援課   |
| 69 | 青少年健全育成推進事業のうち「家庭の日」あったか家族コンクールの実施  | 1,701<br>の一部       | くらしの安全推進課 |
| 70 | 熊本県少年保護育成条例の周知啓発                    | 1,701<br>の一部       | くらしの安全推進課 |
| 71 | 消費生活相談・啓発事業（再掲）                     | 57,584<br>の一部      | 消費生活課     |
| 72 | 食品ロス削減推進事業（発生抑制・有効活用推進/消費者等取組促進）    | 7,854<br>の一部       | 消費生活課     |
| 73 | 「くまもと早ね・早おき いきいきウィーク」の実施            | 1,116<br>の一部       | 義務教育課     |

|    |                               |               |         |
|----|-------------------------------|---------------|---------|
| 74 | 「熊本県就学前教育に係る実態調査」の実施及び結果の活用   | 1,116<br>の一部  | 義務教育課   |
| 75 | 「くまもと家庭教育支援チーム」の推進            | 307<br>の一部    | 社会教育課   |
| 76 | 「くまもと家庭教育10か条」等の啓発            | 307<br>の一部    | 社会教育課   |
| 77 | 家庭における情報モラル事業                 | 307<br>の一部    | 社会教育課   |
| 78 | 家庭教育支援功労者及び家庭教育支援優良団体表彰       | 1,103<br>の一部  | 社会教育課   |
| 79 | 家庭教育推進啓発事業                    | 1,103<br>の一部  | 社会教育課   |
| 80 | 「親の学び」推進園事業                   | 1,103<br>の一部  | 社会教育課   |
| 81 | 家庭教育支援幼保連携事業                  | 1,103<br>の一部  | 社会教育課   |
| 82 | 民間企業への「お出掛け『親の学び』講座」実施による普及促進 | 2,008<br>の一部  | 社会教育課   |
| 83 | 熊本県子ども人権フェスティバル事業             | 2,297         | 人権同和教育課 |
| 84 | 人権教育促進事業                      | 588           | 人権同和教育課 |
| 85 | 図書館サービスの充実                    | －<br>(ゼロ予算)   | 県立図書館   |
| 86 | こども本の森 熊本の運営及び充実              | 42,414<br>の一部 | 県立図書館   |
| 87 | 少年の非行・被害防止に関する広報啓発資料の作成       | 482           | 生活安全企画課 |

## 条 例 等 議 案 関 係

| 議案番号           | 議案名                                | 内 容                                                                            |
|----------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 報 告<br>第 1 8 号 | 家庭教育支援<br>の推進に関する<br>施策の報告<br>について | くまもと家庭教育支援条例（平成24年熊本県条例第88号）第11条の規定に基づく令和7年度（2025年度）の熊本県における家庭教育支援の推進に関する施策の報告 |

条例施行日：平成25年4月1日

推進体制：平成25年度に「くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議」を設置し、年2回開催。（現在、総務部、健康福祉部、環境生活部、農林水産部、教育庁、警察本部の6部局20課で構成）

### 1 令和6年度（2024年度）の主な取組みと成果

本県の家庭教育支援の推進に向け、6部局20課で81施策に取り組んだ。主なものは以下のとおり。

#### （1）親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条関係）4部局5課6施策

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

##### 〇くまもと「親の学び」プログラムの推進（社会教育課）



#### （2）親になるための学びの推進（第13条関係）6部局13課14施策

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

##### 〇くまもと「親の学び」プログラムの推進（中高生対象）（社会教育課）

くまもと「親の学び」プログラム（次世代編）等を活用した講座を県内中学校及び県内高等学校で実施。また、キャリア教育の一環として、職業観とともに、自立とコミュニケーション力の育成を促した。

#### （3）人材養成（第14条関係）2部局6課13施策

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行う等、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

##### 〇現任保育士等研修事業（子ども未来課）

保育課題別重点研修において、不適切な保育防止研修、児童虐待防止研修、発達障がい研修、保育所実習指導者研修、園長等研修の5つの項目で集合型及びオンライン研修を計6回（837名参加）実施。また、キャリアアップ研修では、乳児保育、幼児教育等8つの分野でオンデマンド形式による研修を実施し、6,249名の保育士等が参加。

(4) 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第15条関係）3部局7課14施策

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

○ひとり親家庭等学習支援・交流事業（子ども家庭福祉課）

家庭の事情、不安や悩み等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちに、最寄りの地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する「地域の学習教室」を実施（教室数は延べ201箇所、利用者は1,287名）。

(5) 相談体制の整備及び充実（第16条関係）5部局8課13施策

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

○スクールソーシャルワーカー派遣事業（私学振興課）

様々な問題を抱え福祉的な支援を必要とする私立中学・高校の生徒・学校に対し、スクールソーシャルワーカーを活用する学校に対して、補助を行った。（支援件数646件）

(6) 広報及び啓発（第17条関係）4部局9課21施策

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

○家庭から暴力をなくすキャンペーン（子ども家庭福祉課、障がい者支援課、男女参画・協働推進課、認知症対策・地域ケア推進課、県警人身安全対策課）

DV、児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待といった家庭内での暴力の根絶を徹底することを目的に、11月をキャンペーン期間とし、関係課と協力し街頭キャンペーンの実施や啓発チラシの作成を行った。

＜令和6年度の成果＞

1 多様な学習機会の設定とつながりの希薄化への対応

(1) 教育委員会ホームページによるオンデマンド動画の配信（社会教育課4,408回）。

2 家庭教育を支援する人材育成と社会的気運の醸成

(1) 指導者、教員、保育士、「親の学び」トレーナー等に対し活動・指導方法の研修を行い地域での活動を促進した。

(2) 子育てや家庭教育を支援する「くまもと家庭教育支援チーム」の登録促進（新規登録20団体、総登録1,200団体）や「家庭の日」の普及、「あったか家族コンクール」（総応募数2,121点）等の実施により家庭教育を支援する社会的気運の醸成を図った。

(3) 就学前教育・保育を行う施設が加盟する団体との連携協定を締結した。各就学前施設において「親の学び」講座をはじめとする家庭教育支援をこれまで以上に推進していく基盤ができた。

3 条例関係課の連携

(1) 条例に基づく施策の実施状況について、関係課連絡会議及び関係課作業部会で協議し、部局を越えて連携を図った（他課と連携した取組13施策）。

## **2 令和7年度（2025度）の主な施策**

本県の家庭教育支援の推進に向け、6部局20課で87施策に取り組む（令和6年度比6施策増）。主なものは次のとおり。

### **（1）親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条関係）4部局5課6施策**

対面による講座を中心としつつ、オンデマンドでの講座、資料配布など様々な方法により、保護者が親として学ぶ機会を提供する。「親の学び」講座においては、園や学校、PTA等で機会をとらえて実施するとともに、学校の教職員や保護者が、スマートフォン等の安全利用について学ぶ「情報安全出前講座」の開催や少年の非行防止及び健全育成に対する家庭の役割の認識を高める「肥後っ子をまもる保護者教室」等を引き続き開催する。

### **（2）親になるための学びの推進（第13条関係）6部局13課14施策**

高校において正しい性と生の知識の普及を図るとともに若年層への食の安全に係る学習機会の提供、私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れや私立中学・高校における保育体験の推進に取り組む。また、「高校生の留学促進」や「消費者教育」など将来大人になるための様々な学びを各課連携してさらに推進する。また、生徒間のコミュニケーションを通して自立を育む「親の学び」次世代編講座の更なる普及と充実に取り組む。

### **（3）人材養成（第14条関係）2部局6課14施策（+1）**

不適切な保育防止や児童虐待防止、発達障がい等について学びを深める「現任保育士等研修」の開催や子育て支援を行う幼稚園教員・保育士等の資質向上や指導・援助方法の工夫改善を図る研修を開催する。また、地域での「親の学び」講座を進行する「親の学び」トレーナーや進役の人材育成に、市町村と連携した取組みを推進する。

### **（4）家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第15条関係）3部局7課16施策（+2）**

生活保護、生活困窮世帯の子供に対し、塾形式を中心とした学習支援や家庭訪問による生活習慣、育成環境の改善に関する助言を行う。また、家庭の事情や不安等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちを対象とした「地域の学習教室」に取り組む。さらに、「学校等警察連絡協議会」による関係機関の連携に取り組む。

### **（5）相談体制の整備及び充実（第16条関係）5部局8課14施策（+1）**

「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」の配置により、相談体制の充実を図るとともに、子育てに悩みを持つ保護者を対象とした「家庭教育電話相談」や少年や保護者から少年の非行、犯罪被害等に関する相談に対応する「肥後っ子テレホン」、ニート、ひきこもり、不登校等様々な悩みや課題を抱える子どもや若者をサポートするワンストップ窓口である「熊本県子ども・若者総合相談センター」等、相談体制の更なる充実を図る。また、ヤングケアラーを支援するコーディネーターの配置による関係機関との連携支援や、ピアサポーターによる相談支援、オンラインサロン等の開催による支援体制の構築を行う。

### **（6）広報及び啓発（第17条関係）4部局9課23施策（+2）**

家庭教育を支援する社会的気運を醸成するため、家庭教育支援功労者及び優良団体を表彰する「くまもと家庭教育フォーラム」の開催や父親向け育児情報冊子「パパ手帳」及び「孫育て手帳」を配布し、「熊本県子ども輝き条例」及び「肥後っ子の日」をはじめ子育てに関する情報

を県民に広く提供する。さらに、家庭生活を見直すきっかけづくりとする「あったか家族コンクール」に取り組むとともに基本的な生活習慣の育成に関わる取組を一斉に実施する「くまもと早ね・早おき いきいきウィーク」の充実を図る。昨年度オープンした「こども本の森熊本」では、読書を楽しんでもらい、素晴らしい本との出会いがあるよう季節の行祭事に合わせたイベント等を企画・開催する。

#### ＜令和7年度の取組み＞

6部局20課87施策において、関係課が行う様々な講座や学びを充実し、子育てに悩みを持つ保護者を対象とした相談活動の充実を図る。また、「親の学び」講座や研修会、資料配布等、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえ、学校、家庭、地域、行政が連携し様々な家庭教育支援を実施するとともに、家庭教育を支援する人材育成と社会的気運の醸成に取り組む。

#### 1 保護者が家庭教育や子育てについて学ぶ機会の更なる提供

- (1) 就学前教育・保育に係る施設が加盟する団体との連携協定により、「親の学び」講座等の保護者が学ぶ機会の設定などこれまで以上に推進する。
- (2) より多くの保護者に子育て支援や家庭教育支援が届くよう、乳幼児健診の機会を活用した「親の学び」講座の実施や自宅で繰り返し学ぶことができるオンデマンド映像資料の作成・配信など市町村と連携して保護者が学ぶ機会を提供する。

#### 2 大人になるための学びの推進と相談活動による家庭教育支援の実施

- (1) 中高校生における食の安全に係る学習機会の提供や高校生の保育体験の受入れ、高校生の留学促進等、将来大人になるための様々な学びの更なる充実を図る。
- (2) 子育て中の保護者を対象とした「家庭教育電話相談」やいじめ、不登校等への生徒指導上の悩みを持つ保護者に対してアドバイスを行う「スクールカウンセラー」や相談業務を行う「スクールソーシャルワーカー」の配置等、福祉部局との連携を密にしながら相談体制の充実を図る。

#### 3 家庭教育を支援する人材育成と社会的気運の醸成

- (1) 子育て支援や家庭教育支援を行う幼稚園教員や保育士、「親の学び」トレーナー等の資質向上を図り、地域での活動の一層の活性化を図る。
- (2) 子育てや家庭教育を支援する「くまもと家庭教育支援チーム」の登録促進や「家庭の日」の普及、「あったか家族コンクール」の実施、「こども本の森熊本」の活用、就学前施設への情報提供及び関係者のフォーラムへの参加促進、民間企業への積極的な啓発など、家庭教育を支援する社会的気運を醸成する。

#### 4 条例関係課の連携

子供と家族が一緒に休める「くまなびの日」の利用促進など、各課の取組みの周知及び啓発資料の配布、イベントの実施等において関係課が理解を深め連携を強化する。

# 令和6年度(2024年度)における家庭教育支援の推進に関する主な施策の実績

## 1 親としての学びを支援する学習機会の提供(第12条関係)

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

| 番号 | 事業又は取組名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和6年度6月補正後<br>予算額(千円)  |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
|    | 事業又は取組の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担当課                    |
| 1  | <b>くまもと子育て応援プロジェクトの実施</b><br>例年体験イベント等を開催。今年度は11月23日にハイブリッド形式(YouTubeオンライン配信)で開催し、会場では親子19組54名が参加した。<br>子ども未来課、社会教育課が取り組む子育て関連事業の紹介やくまモンによるオープニング、お笑いコンビ「しゃかりき」による親子あるあるネタ、育児相談等を実施した。イベント動画は令和6年12月21日から令和7年1月5日までアーカイブ配信を実施した。                                                                                                                                                                                                                                             | 1,556<br><br>子ども未来課    |
|    | <b>消費生活相談・啓発事業</b><br>消費者被害の未然防止と自立した消費者の育成を行うため、PTA、学校、地域の団体等が開催する学習会や研修会等へ消費者教育コーディネーターや熊本県金融広報委員会の金融広報アドバイザー、J-FLEC講師、適格消費者団体NPO法人消費者支援ネットくまもとの弁護士、司法書士、消費生活相談員等を派遣し、消費生活出前講座を実施した。74回実施(-12回)、参加者3,726名(-3,748名)<br>また、新聞紙面「せいかつQ&A」にて、「子どものオンラインゲームでの高額課金」について掲載し、県民に向けて啓発・相談窓口の周知を行った。加えて、県消費生活センターに寄せられた相談のうち、県民に早くお知らせすべき案件を「消費者トラブル注意報」として発出。令和6年度実績6件。<br>このうち、「第114号(未成年の子どものオンラインゲーム課金トラブル)」においては、社会教育課と連携をし、親の学びオンデマンド講座「ペアレンタルコントロール」ならびに「すこやか子育て電話相談」についても広報。 | 54,885の一部<br><br>消費生活課 |
| 3  | <b>食品ロス削減推進事業(消費者教育推進)</b><br>学校教育における消費者教育の推進を図るため、消費者教育を担う多様な関係者と学校のつなぎ役として連絡・調整を行う消費者教育コーディネーターを配置し、36校(+1校)の高等学校等を訪問して消費者教育の実施の働きかけを行うとともに、消費者教育に対するニーズの把握を行った。<br>また、食品ロス削減に向けた意識醸成を図るため、高等学校や団体等へ消費者教育コーディネーターを派遣し、食品ロス削減に係る出前講座を実施した。2回実施(-2回)、参加者181名(+108名) また、今年度はエシカル消費についての出前講座も実施し、持続可能な社会への参画を周知。1回実施、参加者14名。                                                                                                                                                  | 9,095の一部<br><br>消費生活課  |
|    | <b>情報安全出前講座</b><br>学校やPTA等の要望に応じて、保護者や教職員等を対象に、情報安全ファシリテータ(県指導主事等)によるスマートフォン等(児童生徒1人1台端末を含む)やインターネット、SNS等の安全利用に関する講話を28団体、延べ2,921人に実施した。また、九州総合通信局の「春のあんしんネット・新学期一斉行動」と連動し、中学校の要望に応じて、令和7年度新入生の保護者・生徒や教職員を対象に同様の講話等を、49校、延べ7,147人に対して実施した。                                                                                                                                                                                                                                   | 130<br><br>教育政策課       |

|   |                                                                                                                                                                                                                                       |                 |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|   | <b>くまもと「親の学び」プログラムの推進(保護者対象)</b>                                                                                                                                                                                                      | <b>2,058の一部</b> |
| 5 | <p>くまもと「親の学び」プログラムを活用した「親の学び」講座を県内全域3,848箇所(+324)で開催し、124,195人(+21,288)の参加があった。また、対面での講座への参加が難しい方には「親の学び」オンデマンド講座映像資料作成し、YouTubeで配信を行うなど、保護者が学ぶ機会の提供や子育ての不安や悩みの軽減に努めた。</p> <p>講座の参加者からは「同じ悩みを共感できて安心した」「子育てのヒントが見つかりました」等の感想があった。</p> | 社会教育課           |
|   | <b>肥後っ子をまもる保護者教室</b>                                                                                                                                                                                                                  | <b>(ゼロ予算)</b>   |
| 6 | <p>警察署等において、子どもの非行・被害防止を目的とした保護者教室を35回(前年比+10回)開催した。また、SNSに起因する子どもの非行・被害防止を目的とした啓発冊子「スマホに弱い大人の教科書」を作成し、保護者等に配布するとともに県警ホームページに掲載した。</p>                                                                                                | 生活安全企画課         |

## 2 親になるための学びの推進(第13条関係)

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

| 番号 | 事業又は取組名                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 令和6年度6月補正後<br>予算額(千円) |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
|    | 事業又は取組の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 担当課                   |
|    | <b>私立中学・高校における保育体験の推進</b>                                                                                                                                                                                                                                                                              | <b>12,716の一部</b>      |
| 7  | 保育体験を行う私立中学・高校に対する、私立学校教育改革推進事業費による補助。(R6年度(2024年度)は実績なし。)                                                                                                                                                                                                                                             | 私学振興課                 |
|    | <b>高校生の留学促進事業</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <b>4,500</b>          |
| 8  | 海外の正規の後期中等教育機関に原則1年間留学する生徒への補助を行うこととしていたところ、3名の申請があり、3名に対して補助を行った。(内訳:私立学校1名、県立学校2名)                                                                                                                                                                                                                   | 私学振興課、<br>義務教育課       |
|    | <b>認知症サポーターアクティブチーム支援事業</b>                                                                                                                                                                                                                                                                            | <b>5,515の一部</b>       |
| 9  | 「認知症サポーター養成講座」が、教育現場でより多く実施されるよう、教育庁関係課や私学振興課と協力し、各市町村教育委員会や各私立学校への働きかけを行った。<br>また、認知症サポーターの活動活性化のため、積極的に認知症の方やそのご家族への支援を行う「認知症サポーターアクティブチーム」として、これまでに36団体(H30年度から事業開始)を認定している(令和6年度認定団体数:3団体、令和5年度認定団体数:5団体)。<br>各地域において、小・中・高生に向けて認知症サポーター養成講座を開催する団体や、小学校のPTAの保護者で結成された団体等が認知症の方やその家族の支援のために活動している。 | 認知症施策・地域<br>ケア推進課     |
|    | <b>生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業</b>                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>50,552</b>         |
| 10 | 生活保護、生活困窮世帯の子どもに対して、塾形式による学習支援や、家庭訪問による生活習慣、育成環境の改善に関する助言を行い、熊本市を除く227名(R7.3末時点)が参加。<br>また、受験期にある生活困窮世帯等の子ども6名に対し、進学の実現できるよう学習支援の強化を行った。                                                                                                                                                               | 社会福祉課                 |
|    | <b>私立幼稚園における高校生の保育体験の受け入れの推進</b>                                                                                                                                                                                                                                                                       | <b>119,031の一部</b>     |
| 11 | 私立幼稚園において1回につき5人以上の高校生が参加する交流事業・保育体験を実施している園に対し、実施回数に応じて経常費助成費補助に加算した。〔2回以上100,000円:5園(+5)に加算〕                                                                                                                                                                                                         | 子ども未来課                |
|    | <b>思春期健康教育事業(プレコンセプションケア普及啓発推進事業)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                  | <b>1,439</b>          |
| 12 | 県内の高校で、保健医療の現場に携わる講師(産婦人科医師、助産師等)による講演会を実施し、生徒、保護者、その他関係者に正しい性と生の知識の普及を図ることを目的に26校で講演を実施した。また、県内の全高校生に対し、思春期相談窓口周知カードを配付した。                                                                                                                                                                            | 子ども未来課                |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                  |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|    | <b>ひとり親家庭等学習支援・交流事業</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <b>14,826</b>    |
| 13 | <p>家庭の事情、不安や悩み等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちに、最寄りの地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する「地域の学習教室」に取り組み、取組を開始した平成27年度以降、教室数は延べ201箇所(前年比+2)、利用者は延べ1,287名(同+85)となった(令和7年3月末時点)。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 子ども家庭福祉課         |
|    | <b>若年層への食の安全に関する学習機会の提供</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <b>1,165の一部</b>  |
| 14 | <p>「ジュニア食品安全ゼミナール」を中学校2校(+1)で開催し、325人(+284)が参加。また、「高校生を対象とした出前講座」を高校3校(±0)で開催し、100人(+15)が参加。中高生の食の安全に関する理解を深めた。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | くらしの安全推進課        |
|    | <b>くまもとゼロカーボン行動ブックを活用した環境教育の推進</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <b>19,279の一部</b> |
| 15 | <p>「2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ(ゼロカーボン)」に向けて、家庭で実践していただきたい具体的な行動やCO<sub>2</sub>削減効果、メリットを「見える化」した「くまもとゼロカーボン行動ブック」を用いて、小学生から大学生、企業への講座など様々な形で啓発を行った。</p> <p>メディアを活用した情報発信を行うとともに、県主催の家電量販店でのイベント等でブックを配布し、普及啓発を図った。</p> <p>【小中学生等を対象にした啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水俣に学ぶ肥後っ子教室」331校、15,776人</li> <li>・「くまもと環境出前講座」11校、371人</li> </ul>                                                                                                              | 環境立県推進課          |
|    | <b>消費生活相談・啓発事業(再掲)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <b>54,885の一部</b> |
| 16 | <p>消費者被害の未然防止と自立した消費者の育成を行うため、PTA、学校、地域の団体等が開催する学習会や研修会等へ消費者教育コーディネーターや熊本県金融広報委員会の金融広報アドバイザー、J-FLEC講師、適格消費者団体NPO法人消費者支援ネットくまもとの弁護士、司法書士、消費生活相談員等を派遣し、消費生活出前講座を実施した。74回実施(-12回)、参加者3,726名(-3,748名)</p> <p>また、新聞紙面「せいかつQ&amp;A」にて、「子どものオンラインゲームでの高額課金」について掲載し、県民に向けて啓発・相談窓口の周知を行った。加えて、県消費生活センターに寄せられた相談のうち、県民に早くお知らせすべき案件を「消費者トラブル注意報」として発出。令和6年度実績6件。</p> <p>このうち、「第114号(未成年の子どものオンラインゲーム課金トラブル)」においては、社会教育課と連携をし、親の学びオンデマンド講座「ペアレンタルコントロール」ならびに「すこやか子育て電話相談」についても広報。</p> | 消費生活課            |
|    | <b>食品ロス削減推進事業(消費者教育推進)(再掲)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <b>9,095の一部</b>  |
| 17 | <p>学校教育における消費者教育の推進を図るため、消費者教育を担う多様な関係者と学校のつなぎ役として連絡・調整を行う消費者教育コーディネーターを配置し、36校(+1校)の高等学校等を訪問して消費者教育の実施の働きかけを行うとともに、消費者教育に対するニーズの把握を行った。</p> <p>また、食品ロス削減に向けた意識醸成を図るため、高等学校や団体等へ消費者教育コーディネーターを派遣し、食品ロス削減に係る出前講座を実施した。2回実施(-2回)、参加者181名(+108名) また、今年度はエシカル消費についての出前講座も実施し、持続可能な社会への参画を周知。1回実施、参加者14名。</p>                                                                                                                                                                  | 消費生活課            |
|    | <b>地下水と土を育む農業の推進</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <b>13,772の一部</b> |
| 18 | <p>熊本の地下水と土の保全に資する「地下水と土を育む農業」に関して、子どもたちの理解を促進するための副読本を作成し、県内の小学3年生(新4年生向け)へ3月に配布した(県内328校、17,272部)。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 農業技術課            |

|    |                                                                                                                                                                                                         |          |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|    | くまもと「親の学び」プログラムの推進(中高生対象)                                                                                                                                                                               | 2,058の一部 |
| 19 | <p>県内中学校15校を実践協力校に指定し、くまもと「親の学び」プログラム(次世代編)を活用した講座を開催した。各教科の授業等の講座を通して、自立とコミュニケーション力の育成を促した。</p> <p>参加した生徒からは「将来の夢に対する視野が広がった」「今の自分にできることを少しずつ積み重ねていきたい」等の感想があった。</p>                                   | 社会教育課    |
|    | 非行防止教室・薬物乱用防止教室                                                                                                                                                                                         | (ゼロ予算)   |
| 20 | <p>警察署等において、子どもの非行・被害防止を目的に児童生徒に対する非行防止教室・薬物乱用防止教室を計458回(前年比+67回)開催した。特に、犯罪実行者募集情報(「闇バイト」)に関する緊急対策として、県内全ての全日制の高等学校において、犯罪実行者募集情報に関する非行防止教室を開催した。また、犯罪実行者募集情報に関する広報啓発動画を制作し、県警公式YouTubeチャンネル等で配信した。</p> | 生活安全企画課  |

### 3 人材養成(第14条関係)

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行うことで、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

| 番号 | 事業又は取組名                                                                                                                                                                                                                 | 令和6年度6月補正後<br>予算額(千円) |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
|    | 事業又は取組の概要                                                                                                                                                                                                               | 担当課                   |
| 21 | <b>現任保育士等研修事業</b>                                                                                                                                                                                                       | 44,017                |
|    | 保育課題別重点研修では、不適切な保育防止研修、児童虐待防止研修、発達障がい研修、保育所実習指導者研修、園長等研修の5つの項目で集合型及びオンライン研修を計6回(±0)の研修を実施し、837名(+439)の保育士等が参加した。<br>キャリアアップ研修では、乳児保育、幼児教育等8つの分野でオンデマンド形式による研修を実施し、6,249名(+481)の保育士等が参加した。                               | 子ども未来課                |
| 22 | <b>情報安全出前講座(再掲)</b>                                                                                                                                                                                                     | 130                   |
|    | 学校やPTA等の要望に応じて、保護者や教職員等を対象に、情報安全ファシリテータ(県指導主事等)によるスマートフォン等(児童生徒1人1台端末を含む)やインターネット、SNS等の安全利用に関する講話を28団体、延べ2,921人に実施した。また、九州総合通信局の「春のあんしんネット・新学期一斉行動」と連動し、中学校の要望に応じて、令和7年度新入生の保護者・生徒や教職員を対象に同様の講話等を、49校、延べ7,147人に対して実施した。 | 教育政策課                 |
| 23 | <b>県立高等学校の家庭科主任を対象とした講習</b>                                                                                                                                                                                             | 1,273の一部              |
|    | 県立高等学校の家庭科主任を対象とした家庭科主任会(10月17日開催:公立高校家庭科教師55人参加)等において、本条例制定の経緯やねらいを踏まえ、家庭、地域と連携した学校の役割について情報提供し、家庭科教師の資質向上を図った。                                                                                                        | 高校教育課                 |
| 24 | <b>県内の地理歴史・公民科教員を対象とした研修</b>                                                                                                                                                                                            | 5,974の一部              |
|    | 県立高等学校の地歴・公民科教員を対象とした研修(8月21日開催:地歴・公民科教師59人参加)において、本条例制定の趣旨及び成年年齢引下げ等の社会状況を踏まえ、家庭、地域と連携した学校の役割について情報提供した。                                                                                                               | 高校教育課                 |
| 25 | <b>県立高等学校の進路指導主事等を対象とした講習</b>                                                                                                                                                                                           | 5,599の一部              |
|    | 県立高等学校50校の進路指導主事に対して、産業界と連携したキャリア教育の重要性や本条例制定の趣旨を踏まえ、家庭、地域と連携した学校の役割について情報提供した。                                                                                                                                         | 高校教育課                 |
| 26 | <b>健康教育担当者を対象とした研修会</b>                                                                                                                                                                                                 | 266                   |
|    | 健康教育担当者研修会は、悉皆研修として終日・参集型で開催した。本課からの行政説明に加え、「性に関する教育」の講演を取り入れ、協議を交えながら実施した。また、当日の研修資料は、各学校での研修資料として活用するよう指導し、学校教育活動全体で健康教育を推進する方策とした。(R6:参集型430名参加)                                                                     | 体育保健課                 |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|    | <b>幼児教育推進体制の充実・活用強化事業</b>                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>6,452</b>    |
| 27 | <p>国の補助事業を活用し、幼児教育スーパーバイザーの配置や研修支援、幼小接続の推進等、幼児教育の質の向上に関する支援を行った。幼児教育アドバイザー派遣では、県内の認定こども園・幼稚園・保育所等41園(+11)、小学校16校(-2)、連携協議会等11団体(+2)、67施設(+10)132回(+28)から申請があり、園内研修や環境の構成等の助言、基本的な生活習慣、小学校との連携・接続等の講話を行った。また、園所や各地域においてリーダー的存在として、助言等を行うことができるような実践力を高めるため、幼児教育アドバイザー育成研修を実施した。(年3回、のべ93人)</p> | 義務教育課           |
|    | <b>幼稚園教員・保育士等を対象とした研修</b>                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>3,047の一部</b> |
| 28 | <p>幼稚園等新規採用教員・保育士研修(全7回:769人)や園長等研修(262人)、教頭・主任等研修(213人)、熊本県研究協議会(132人)、幼児教育シンポジウム(112人)等、経験年数や職能に応じた研修を実施した。子育て支援を行う教員・保育士等の資質向上や指導・援助方法の工夫改善を行った。</p>                                                                                                                                       | 義務教育課           |
|    | <b>くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会</b>                                                                                                                                                                                                                                                                | <b>2,058の一部</b> |
| 29 | <p>くまもと「親の学び」プログラムを活用した講座を開設する際、重要な役割を持つ進行役(ファシリテーター)への指導・助言をするトレーナーのスキルアップ等を目的とした研修会を県内3箇所で開催し、182人(±0)が参加[トレーナー登録数282人(-7)]<br/>参加者アンケートでは、97.5%の方から「大変役に立った」「役に立った」との回答を得た。</p>                                                                                                            | 社会教育課           |
|    | <b>くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座</b>                                                                                                                                                                                                                                                                 | <b>2,058の一部</b> |
| 30 | <p>くまもと「親の学び」プログラムを活用した講座を実施する際、重要な役割を持つ進行役(ファシリテーター)を養成するため、県内23会場(+2)で開催し、464人(+24)が参加。<br/>参加者からは「授業参観や学級懇談会で取り入れたい」「PTA活動の中でも積極的に推進したい」等の感想があった。</p>                                                                                                                                      | 社会教育課           |
|    | <b>県統括コーディネーター配置事業(地域と学校の連携・協働に関するアドバイザー配置)</b>                                                                                                                                                                                                                                               | <b>1,192</b>    |
| 31 | <p>各学校、各市町村教育委員会及び地域学校協働活動推進員を指導・助言できる知識と経験を有し、市町村の枠を超えて活動するアドバイザーを社会教育課に1人を配置。年間延べ56回(+3)の訪問を通して、地域と学校の連携・協働に関するアドバイスをを行った。</p>                                                                                                                                                              | 社会教育課           |
|    | <b>人材育成・活動推進事業</b>                                                                                                                                                                                                                                                                            | <b>826</b>      |
| 32 | <p>地域学校協働活動推進員の資質向上のため、集合開催・動画配信等で研修会を実施した。(参加者1,886名(+316))</p>                                                                                                                                                                                                                              | 社会教育課           |
|    | <b>社会教育団体等指導者研修</b>                                                                                                                                                                                                                                                                           | <b>104の一部</b>   |
| 33 | <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校PTAのリーダー的役割の指導者等を対象に、今後のPTA活動等の活性化をねらい、指導者研修を開催した。[参加者26人(-3)]</p>                                                                                                                                                                                                  | 社会教育課           |

#### 4 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の促進(第15条関係)

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

| 番号 | 事業又は取組名                                                                                                                                                             | 令和6年度6月補正後<br>予算額(千円) |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
|    | 事業又は取組の概要                                                                                                                                                           | 担当課                   |
| 34 | 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業(再掲)                                                                                                                                     | 50,552                |
|    | 生活保護、生活困窮世帯の子どもに対して、塾形式による学習支援や、家庭訪問による生活習慣、育成環境の改善に関する助言を行い、熊本市を除く227名(R7.3末時点)が参加。<br>また、受験期にある生活困窮世帯等の子ども6名に対し、進学の実現できるよう学習支援の強化を行った。                            | 社会福祉課                 |
| 35 | 私立幼稚園における預かり保育を通じた子育て支援                                                                                                                                             | 19,020                |
|    | 教育時間終了後や休業日に預かり保育を実施する私立幼稚園4園(ー1)に対して、補助を行った。                                                                                                                       | 子ども未来課                |
| 36 | リトルエンジェル支援                                                                                                                                                          | 1,195の一部              |
|    | 極低出生体重児とその保護者等を対象に「リトルエンジェル手帳」の交付や保健師による退院前後の訪問を実施し、県、市町村、医療機関が連携して、支援の推進を図った。                                                                                      | 子ども未来課                |
| 37 | 発達障がい児早期発見・早期支援事業                                                                                                                                                   | 654                   |
|    | 子育てに困ったときの参考書として「子育てをもっと楽しくするために～保護者のための子育て参考書～」を市町村を通じて配布[約6,100冊]した。                                                                                              | 子ども未来課                |
| 38 | ひとり親家庭等学習支援・交流事業(再掲)                                                                                                                                                | 14,826                |
|    | 家庭の事情、不安や悩み等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちに、最寄りの地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する「地域の学習教室」に取り組み、取組を開始した平成27年度以降、教室数は延べ201箇所(前年比+2)、利用者は延べ1,287名(同+85)となった(令和7年3月末時点)。             | 子ども家庭福祉課              |
| 39 | ほほえみスクールライフ支援事業                                                                                                                                                     | 112,053               |
|    | 医療的なケアが必要な児童生徒73人(+1)が通う県立特別支援学校12校(+4)に対し、委託医療機関等から看護師32人(+4)を派遣して医療的ケアを実施した。また、県立高等学校においては、3人(+1)の対象生徒に対して、看護師3人(+1)を派遣し医療的ケアを実施した。安全安心な学習環境整備とともに保護者の負担軽減につながった。 | 特別支援教育課               |

|    |                                                                                                                                                                |                    |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
|    | <b>人工呼吸器装着児童生徒看護師利用補助事業</b>                                                                                                                                    | <b>26,460</b>      |
| 40 | 人工呼吸器を装着して登校している児童生徒7人(+1)が通う県立特別支援学校2校において、医療機関から学校へ派遣された看護師7人(+1)が、人工呼吸器管理を含む医療的ケアを実施した。看護師の派遣により、保護者の付き添い負担の軽減にもつながった。                                      | 特別支援教育課            |
|    | <b>通学支援補助事業</b>                                                                                                                                                | <b>960</b>         |
| 41 | 通学時に医療的ケアが必要な県立特別支援学校の児童生徒1人に対し、医療機関から通学時の福祉車両等へ派遣された看護師1人が、人工呼吸器管理を含む医療的ケアを実施した。看護師の派遣により、保護者の付き添い負担の軽減にもつながった。                                               | 特別支援教育課            |
|    | <b>学校等警察連絡協議会事業</b>                                                                                                                                            | <b>13,489の一部</b>   |
| 42 | 県内21地区の学校等警察連絡協議会、その上部組織である県学校等警察連絡協議会を開催するとともに、「県学警連だより」発行による非行実態をはじめとする各種情報の提供や、学校関係者等と協働した街頭補導を実施のほか、学校・警察相互連絡制度の効果的な運用を行った。                                | 学校安全・安心推進課、生活安全企画課 |
|    | <b>地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業(学校における働き方改革を踏まえた地域学校協働活動推進員配置)</b>                                                                                                     | <b>89,744の一部</b>   |
| 43 | 地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等(統括的な地域学校協働活動推進員及び地域コーディネーターを含む)370名の配置を支援し、地域全体で子供たちの成長を支える取組を推進した。                                                                      | 社会教育課              |
|    | <b>地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業(家庭教育支援員配置)</b>                                                                                                                         | <b>89,744の一部</b>   |
| 44 | 家庭教育支援員(8人(+1))による相談業務や学習機会の提供及び情報の提供を行った。また、地域における支援体制(ネットワーク)づくりを推進した。                                                                                       | 社会教育課              |
|    | <b>地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業(地域における学習支援、体験活動)</b>                                                                                                                   | <b>89,744の一部</b>   |
| 45 | 家庭の事情、環境等の理由で家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていなかったりする子供たちへの学習支援【地域未来塾30(±0)市町村56ヶ所(-4)】や放課後の空き教室等を利用して、学校や家庭だけでは行えない体験活動を地域の教育力を活用して実施【放課後子供教室33(±0)市町村91教室(±0)】した。 | 社会教育課              |
|    | <b>「熊本の心」活用推進事業</b>                                                                                                                                            | <b>180</b>         |
| 46 | 郷土を愛し、「熊本の心」(助けあい 励ましあい 志高く)の具現化を推進するために、県内在住の小・中学生及び高校生以上を対象として、「熊本の心」作文募集を行った。(応募総数3,540点(+751))                                                             | 社会教育課              |

|    |                                                                                                                                                      |         |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|    | スクールサポーター活用事業                                                                                                                                        | 33,175  |
| 47 | 警察本部生活安全企画課及び熊本市内の警察署等7警察署に警察OB11人を配置し、児童・生徒の問題行動等への対応(5,262回(前年比+779回))、非行・被害防止教育の支援等(421回(前年比+55回))、学校等における児童・生徒の安全確保対策(4,083回(前年比+177回))等の活動を行った。 | 生活安全企画課 |

## 5 相談体制の整備及び充実(第16条関係)

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

| 番号 | 事業又は取組名                                                                                                        | 令和6年度6月補正後<br>予算額(千円) |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
|    | 事業又は取組の概要                                                                                                      | 担当課                   |
|    | <b>スクールソーシャルワーカー派遣事業</b>                                                                                       | <b>14,413</b>         |
| 48 | 様々な問題を抱え福祉的な支援を必要とする私立中学・高校の生徒・学校に対し、スクールソーシャルワーカーを活用する学校に対して、補助を行った。〔支援件数646件(-686)令和7年3月末時点〕                 | 私学振興課                 |
|    | <b>私立幼稚園における子育て支援活動の推進</b>                                                                                     | <b>19,020の一部</b>      |
| 49 | 地域の保護者に対する教育相談や情報提供及び地域の子供たちに園を開放するなど、地域の幼児教育センター的役割を果たす私立幼稚園2園(+2)に対して、補助を行った。                                | 子ども未来課                |
|    | <b>ひとり親家庭等支援事業(母子家庭等就業・自立支援事業)</b>                                                                             | <b>7,688</b>          |
| 50 | 様々な困難を抱えているひとり親家庭等の自立に向け、就業、生活、養育等のニーズに対する総合的な相談支援を行った。〔相談件数(令和7年1月末時点)229件(うち弁護士相談3件)〕                        | 子ども家庭福祉課              |
|    | <b>子ども・若者総合相談センター事業</b>                                                                                        | <b>20,817</b>         |
| 51 | ニート、ひきこもり、不登校など、さまざまな悩みや課題を抱える子供・若者をサポートするワンストップの相談窓口を設置し、対象者のアセスメントや適切な専門機関への繋ぎ支援を実施した。〔相談件数(令和7年3月末時点):969件〕 | 子ども家庭福祉課              |
|    | <b>児童家庭支援センター事業</b>                                                                                            | <b>161,191</b>        |
| 52 | 児童虐待への迅速かつきめ細かな対応のために、心理士による専門性を活かした相談対応等を行う児童家庭支援センターを設置し、子どもや保護者の支援に取り組んだ。〔相談件数(令和7年1月末時点):8,253件〕           | 子ども家庭福祉課              |
|    | <b>ヤングケアラー支援体制強化事業</b>                                                                                         | <b>7,013</b>          |
| 53 | コーディネーターの配置による関係機関との連携支援や、ピアサポーターによる相談支援、オンラインサロン及び関係機関職員研修の開催により、支援体制の構築を行った。〔相談件数(令和7年3月末時点):410件〕           | 子ども家庭福祉課              |
|    | <b>医療的ケア児地域支援体制強化事業</b>                                                                                        | <b>8,625の一部</b>       |
| 54 | 医療的ケア児の支援のため、「熊本県医療的ケア児支援センター」を設置し、相談対応や情報提供の充実を図るとともに、統括コーディネーターを配置し、市町村や関係機関へのフォローアップ体制を整備し、地域支援体制の強化に取り組んだ。 | 障がい者支援課               |
|    | <b>男女共同参画相談室らいふ</b>                                                                                            | <b>5,784</b>          |
| 55 | 女性等が抱える様々な悩みの相談に応じる総合相談窓口を設置し、幅広い知識を有する相談員が電話により対応した。また、女性弁護士による無料法律相談を実施した。相談件数:1,176件(令和7年3月末時点)             | 男女参画・協働推進課            |

|    |                                                                                                                                                            |                  |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|    | <b>スクールカウンセラー活用事業</b>                                                                                                                                      | <b>174,439</b>   |
| 56 | 小中学校、教育事務所等及び県立中・高、特別支援学校に、臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置し、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題などに悩みを持つ保護者等に対して、子供への対応の在り方などについて専門的見地からアドバイスを行った。                                      | 学校安全・安心推進課       |
|    | <b>スクールソーシャルワーカー活用事業</b>                                                                                                                                   | <b>144,855</b>   |
| 57 | 県立高校拠点校及び教育事務所等に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者に対する相談業務とともに、必要な関係機関と連携を図りながら、児童生徒を取り巻く環境の改善を図った。今年度は令和7年1月末現在、支援の対象となった児童生徒の実数は1908名であった。 | 学校安全・安心推進課       |
|    | <b>学校支援アドバイザー配置事業(市町村立学校)</b>                                                                                                                              | <b>4,422</b>     |
| 58 | 5つの教育事務所(宇城、玉名、菊池、上益城、八代)に、警察官OBの学校支援アドバイザーを配置し、問題行動等の未然防止や問題行動等発生時の対応を行った。また、児童生徒及びその保護者の相談にも対応した。                                                        | 学校安全・安心推進課       |
|    | <b>家庭教育電話相談事業</b>                                                                                                                                          | <b>1,959の一部</b>  |
| 59 | 家庭教育電話相談員5人を配置し、平日の夜間と土曜日の午後に電話相談窓口を開設し、年間100件(R7.3月末時点)の子育てや家庭環境等に関する相談を受けた。また、相談員の資質向上のため、相談時の基本方針、相談対応について研修を行った。                                       | 社会教育課            |
|    | <b>少年相談「肥後っ子テレホン」事業</b>                                                                                                                                    | <b>33,000の一部</b> |
| 60 | 少年、保護者等からの少年の非行、犯罪被害等に関する相談を電話やメールで143件(前年比+28件)対応した。                                                                                                      | 生活安全企画課          |

## 6 広報及び啓発(第17条関係)

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

| 番号 | 事業又は取組名                                                                                                                                                                                                        | 令和6年度6月補正後<br>予算額(千円) |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
|    | 事業又は取組の概要                                                                                                                                                                                                      | 担当課                   |
|    | 子育て情報提供、県民意識啓発事業、くまもと子育て応援プロジェクトの実施(再掲)                                                                                                                                                                        | 4,733                 |
| 61 | 父親向け育児情報冊子「パパ手帳」(18,000部)及び子育てサポート「孫育て手帳」(12,500部)を県内各市区町村へ配布し、「肥後っ子の日」をはじめ、子育てに関する情報を県民に広く提供した。                                                                                                               | 子ども未来課                |
|    | 家庭から暴力をなくすキャンペーン                                                                                                                                                                                               | 893                   |
| 62 | DV(配偶者等からの暴力)や虐待の増加が懸念されるなか、関係機関との連携・協力のもと、県民の意識啓発を目的としたチラシの配布やポスター展示、県民や関係者を対象とした児童虐待防止シンポジウム(48人参加)及びDV防止講演会(150人参加)を実施した。                                                                                   | 子ども家庭福祉課              |
|    | くまもと子ども・若者”よりそい”シンポジウム等の開催                                                                                                                                                                                     | 20,817の一部             |
| 63 | 困難を抱える子ども・若者への理解を深めるため、熊本県子ども・若者支援地域協議会との連携・協力のもと、県民の意識啓発を目的としたシンポジウムや交流会を実施した。(県北、県南イベント:各1回、シンポジウムを1回開催)                                                                                                     | 子ども家庭福祉課              |
|    | 熊本県・熊本市連携発達障がいに関する講演会                                                                                                                                                                                          | 56,871の一部             |
| 64 | 熊本市と連携して発達障がいに関する講演会を計4回開催した。「発達障がいのある家族支援について」等のテーマによりオンライン又は会場での講演会を開催し、県民に広く理解されるよう啓発を行った。(合計参加者数:2,066人)                                                                                                   | 障がい者支援課               |
|    | 青少年健全育成推進事業のうち「家庭の日」あったか家族コンクールの実施                                                                                                                                                                             | 2,070の一部              |
| 65 | 「家族で過ごした思い出」をテーマに「家庭の日」あったか家族コンクールを実施。「絵につき」小学校低学年部門768点(-485)、「絵につき」小学校高学年部門481点(-213)、「フォトにつき」部門に602点(-369)の応募があった。また、「インターネットを安全に使うための家庭のルール」をテーマとした「私たちの1か条」部門へは、270点(-993)の応募があり、合計2,121点(-2,060)の応募となった。 | くらしの安全推進課             |
|    | 熊本県少年保護育成条例の周知啓発                                                                                                                                                                                               | 2,070の一部              |
| 66 | 熊本県少年保護育成条例に基づき、フィルタリング普及促進等に関するチラシを11万枚作成し、小中高校や携帯電話販売店等に配布した。                                                                                                                                                | くらしの安全推進課             |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                  |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|    | <b>消費生活相談・啓発事業(再掲)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <b>54,885の一部</b> |
| 67 | <p>消費者被害の未然防止と自立した消費者の育成を行うため、PTA、学校、地域の団体等が開催する学習会や研修会等へ消費者教育コーディネーターや熊本県金融広報委員会の金融広報アドバイザー、J-FLEC講師、適格消費者団体NPO法人消費者支援ネットくまもとの弁護士、司法書士、消費生活相談員等を派遣し、消費生活出前講座を実施した。74回実施(-12回)、参加者3,726名(-3,748名)</p> <p>また、新聞紙面「せいかつQ&amp;A」にて、「子どものオンラインゲームでの高額課金」について掲載し、県民に向けて啓発・相談窓口の周知を行った。加えて、県消費生活センターに寄せられた相談のうち、県民に早くお知らせすべき案件を「消費者トラブル注意報」として発出。令和6年度実績6件。</p> <p>このうち、「第114号(未成年の子どものオンラインゲーム課金トラブル)」においては、社会教育課と連携をし、親の学びオンデマンド講座「ペアレンタルコントロール」ならびに「すこやか子育て電話相談」についても広報。(連携課:社会教育課)</p> | 消費生活課            |
|    | <b>食品ロス削減推進事業(意識改革・行動変容推進)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <b>9,095の一部</b>  |
| 68 | <p>食品ロス削減の取組を推進するため、食品ロス削減につながる4つの行動を食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」(てまえどり・食べきり・フードドライブ・食ロスチェック)として普及啓発や10月の食品ロス削減月間には展示による周知を実施。フードドライブでは、持込拠点を5か所(+2か所)に増加、前年度を上回る83の事業所(+8事業所)から約2.4ト(+約150キロ)の食品が集められ、子ども食堂等を通じて支援を必要とする方々へ届けられ活用いただいた。</p>                                                                                                                                                                                                                                             | 消費生活課            |
|    | <b>「くまもと早ね・早おき いきいきウィーク」の実施</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <b>1,099の一部</b>  |
| 69 | <p>8月末から9月15日(9月の「肥後っ子の日」)までの期間を「くまもと早ね・早おき いきいきウィーク」とし、県内の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校等が連携して、基本的な生活習慣の育成に関わる取組を一斉に実施した。啓発チラシの配付やホームページへの掲載、新館1階ロビー展示、テレビやラジオでの広報を行った。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 義務教育課            |
|    | <b>「熊本県就学前教育に係る実態調査」の実施及び結果の活用</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <b>186の一部</b>    |
| 70 | <p>0歳児から小学校3年生までの基本的な生活習慣の定着状況等を把握するために、「熊本県就学前教育に係る実態調査」を実施し、その結果及び課題について関係機関に周知した。幼・保等、小、中連携セミナーにおいて、午後10時前就寝の結果等基本的な生活習慣の育成のためのプレゼンテーションの資料を作成し、各管内等で啓発した。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 義務教育課            |
|    | <b>「くまもと家庭教育支援チーム」の推進</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <b>300の一部</b>    |
| 71 | <p>学校・家庭・地域・事業所等で家庭教育支援に取り組む団体を登録し、県民みんなで家庭教育支援に取り組む気運を高めるため、各種団体等へ参加登録を呼びかけ、33団体を登録した(累計1,200団体)。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 社会教育課            |
|    | <b>「くまもと家庭教育10か条」等の啓発</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <b>300の一部</b>    |
| 72 | <p>就学時健診をはじめ、関係機関(学校等、教育委員会)に対して家庭教育広報資料を配付し、家庭教育の重要性を啓発した。また、「くまもと家庭教育支援チーム」登録団体にも申請に応じて配布した。</p> <p>・「くまもと家庭教育10か条」啓発チラシ配布数19,090枚(令和7年3月末時点)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 社会教育課            |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|    | <b>家庭における情報モラル事業</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                | <b>300の一部</b> |
| 73 | <p>「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」及び「『親の学び』オンデマンド講座DVD～考えようスマホとの距離～」を活用した「親の学び」講座を開催し、子育て世代の保護者に対して啓発を図った。</p> <p>・「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」啓発チラシ配布数24,135枚(令和7年3月末時点)</p> <p>・「『親の学び』オンデマンド講座【スマホ編】」R6視聴回数688回(累計2,515回)(令和7年3月末時点)</p>                                                                    | 社会教育課         |
|    | <b>家庭教育支援功労者及び家庭教育支援優良団体表彰</b>                                                                                                                                                                                                                                                                      | <b>178の一部</b> |
| 74 | <p>本県で実施している施策を活用した家庭教育支援の振興に功績のあった11個人(+1)及び3団体(±0)(条例関係課からの推薦:5課5人2団体)を表彰した。</p>                                                                                                                                                                                                                  | 社会教育課         |
|    | <b>家庭教育推進啓発事業</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <b>536の一部</b> |
| 75 | <p>くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議を2回開催し、関係課との連携を図るとともに、くまもと家庭教育支援条例及び家庭教育の重要性等について県民への普及啓発を図った(6部局(±0)、20課(±0)、81施策(+2))。</p>                                                                                                                                                                                  | 社会教育課         |
|    | <b>「親の学び」推進園事業</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <b>536の一部</b> |
| 76 | <p>家庭教育支援を強化するため、県内の幼稚園等に広く「親の学び」講座の普及啓発を図るとともに、今後の家庭教育支援の推進や「親の学び」講座の在り方について検討することを目的に、県内全市町村に推進園を271園(+17)指定し、「親の学び」講座の実施を推進した。</p> <p>令和7年3月には、就学前教育・保育を行う施設が加盟する5団体と県教育委員会で、継続した家庭教育支援に取り組む気運を高めることを目的とした連携協定を締結した。</p>                                                                         | 社会教育課         |
|    | <b>熊本県子ども人権フェスティバル事業</b>                                                                                                                                                                                                                                                                            | <b>1,705</b>  |
| 77 | <p>「熊本県人権教育・啓発基本計画」の趣旨等を踏まえ、児童生徒を主体とする「熊本県人権子ども集会」をオンデマンドで令和6年(2024年)10月24日～令和7年(2025年)1月31日(県立学校の最上級生に限って、2月28日)まで実施した。</p> <p>・体験・活動報告校:小学校・中学校・特別支援学校・高等学校</p> <p>・集会メッセージに「差別・いじめを許さない内容」を入れて提案し、学校だけでなく家庭や地域での教育の重要性を訴え、心身の調和のとれた児童生徒の育成につながるようにした。</p> <p>・視聴人数76,046人(+9,069)※熊本市・私立学校含む</p> | 人権同和教育課       |
|    | <b>人権教育促進事業</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>604</b>    |
| 78 | <p>セルフチェックシートや偏見・差別のおこる仕組み等を掲載した「人権尊重のまちづくり」リーフレットを配布し、研修等で説明及び活用の仕方を考えさせた。また、社会教育において、人権教育指導者が研修等でリーフレットを活用するための研修スライドを本課ホームページに掲載した。</p> <p>「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」チラシを市町村教育委員会訪問時や研修等で配布し、周知啓発に努めた。</p>                                                                                            | 人権同和教育課       |

|    |                                                                                                                                                   |                  |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|    | <b>図書館サービスの充実</b>                                                                                                                                 | <b>(ゼロ予算)</b>    |
| 79 | 目に入りやすいディスプレイや、子どもや保護者の興味関心の高いテーマで展示コーナーを作り、SNS等で情報発信しながら、利用者の満足度が高くなる環境づくりを行う。おはなし会や季節のイベントなども実施する。                                              | 県立図書館            |
|    | <b>こども本の森 熊本の運営及び充実</b>                                                                                                                           | <b>46,299の一部</b> |
| 80 | 豊かな自然環境の中にある「こども本の森 熊本」が令和6年4月に開館。家族連れや保育園等の園外活動など、多くの人を訪れており入館者数は4万3千人を超えた(2月末現在)。SNS等での情報発信や多様なイベント開催などを通して、本の森に足を運んでもらい、子どもたちは多くの本に出会い、本に親しんだ。 | 県立図書館            |
|    | <b>「肥後っ子のシグナル」の配布</b>                                                                                                                             | <b>1,906の一部</b>  |
| 81 | 令和5年中における県内の少年非行統計及び少年非行防止に関する資料等を掲載した小冊子を20,000部作成し、県下の全小・中・高校等に配布するとともに、県警ホームページに掲載した。                                                          | 生活安全企画課          |

## 令和7年度(2025年度)の施策の計画

### 1 親としての学びを支援する学習機会の提供(第12条関係)

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

| 番号 | 事業又は取組名                                                                                                                                  | 令和7年度当初<br>予算額(千円) |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
|    | 事業又は取組の概要                                                                                                                                | 担当課                |
|    | <b>くまもと子育て応援プロジェクトの実施</b>                                                                                                                | 1,524              |
| 1  | 「くまもと子育て応援プロジェクト」をハイブリッド形式(対面・YouTubeオンライン配信)で開催予定。著名人等による子育てに関する講演や、くまもと「親の学び」プログラム、体験活動等の分科会などにより、保護者への学習機会の提供を行う。                     | 子ども未来課             |
|    | <b>消費生活相談・啓発事業</b>                                                                                                                       | 57,584の一部          |
| 2  | 消費者被害の未然防止と自立した消費者の育成を行うため、PTA、学校、地域の団体等が開催する学習会や研修会等へ消費生活相談員等を派遣する。また、県ホームページ等に「消費者トラブル注意報」を発出し、消費者被害の注意喚起を促すことで、消費者被害の未然防止を図る。         | 消費生活課              |
|    | <b>食品ロス削減推進事業(意識改革・行動変容推進)</b>                                                                                                           | 7,854の一部           |
| 3  | 学校や団体等へ消費者教育コーディネーターを派遣し、エシカル消費や食品ロス削減等に係る出前講座を実施する。また、家庭におけるエシカル消費(地域の活性化や雇用なども含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動)の理解を深めるため、消費者教育教材を新たに作成し、普及啓発を行う。 | 消費生活課              |
|    | <b>情報安全出前講座</b>                                                                                                                          | 91                 |
| 4  | 学校やPTA等の要望に応じて、保護者や教職員等を対象に、情報安全ファシリテータ(県指導主事等)によるスマートフォン等(児童生徒1人1台端末を含む)やインターネット、SNS等の安全利用に関する講話を実施する。                                  | 教育政策課              |
|    | <b>くまもと「親の学び」プログラムの推進(保護者対象)</b>                                                                                                         | 2,008の一部           |
| 5  | 子育て世代の保護者を対象として、くまもと「親の学び」プログラムを活用した講座の開催を推進する。                                                                                          | 社会教育課              |
|    | <b>肥後っ子をまもる保護者教室</b>                                                                                                                     | (ゼロ予算)             |
| 6  | 少年警察活動の一環として、児童・生徒の保護者を対象に、少年の非行防止及び健全育成に対する家庭の役割を認識させ、少年の非行及び犯罪被害等の未然防止に対する保護者等の指導力等の養成を図る。                                             | 生活安全企画課            |

## 2 親になるための学びの推進(第13条関係)

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

| 番号 | 事業又は取組名<br>事業又は取組の概要                                                                                                                                                                                               | 令和7年度当初<br>予算額(千円)<br>担当課 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 7  | 私立中学・高校における保育体験の推進                                                                                                                                                                                                 | 8,902の一部                  |
|    | 保育体験を行う私立中学・高校に対して私立学校教育改革推進事業費補助を行う。                                                                                                                                                                              | 私学振興課                     |
| 8  | 高校生の留学促進事業                                                                                                                                                                                                         | 3,000                     |
|    | 海外の正規の後期中等教育機関に原則1年間留学する生徒への補助を行う。                                                                                                                                                                                 | 私学振興課<br>義務教育課            |
| 9  | 認知症サポーターアクティブチーム支援事業                                                                                                                                                                                               | 4,375の一部                  |
|    | 認知症に関する知識や認知症の人への対応方法などを学ぶ「認知症サポーター養成講座」が、小・中学校や高校等の教育現場でより多く実施されるよう、関係機関への働きかけを行う。                                                                                                                                | 認知症施策・地域<br>ケア推進課         |
| 10 | 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業                                                                                                                                                                                        | 52,770                    |
|    | 生活保護、生活困窮世帯の子どもに対して、塾形式を中心とした学習支援や、家庭訪問による生活習慣、育成環境の改善に関する助言を行う。<br>また、生活保護、生活困窮世帯の子どもの進学の夢を実現できるよう、受験期にある子どもに対して、学習支援の強化を行う。                                                                                      | 社会福祉課                     |
| 11 | 私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れの推進                                                                                                                                                                                           | 82,849の一部                 |
|    | 私立幼稚園4園において1回につき5人以上の高校生が参加する交流事業・保育体験を実施している園に対し、実施回数に応じて経常費助成費補助に加算する。                                                                                                                                           | 子ども未来課                    |
| 12 | 思春期健康教育事業(プレコンセプションケア普及啓発推進事業)                                                                                                                                                                                     | 3,939の一部                  |
|    | 県内の高校で、保健医療の現場に携わる講師(産婦人科医師、助産師等)による講演会を実施し、生徒、保護者、その他関係者に正しい性と生の知識の普及を図ることを目的に約27校で講演を実施予定。また、県内の全高校生に対し、思春期相談窓口周知カードを配付予定。                                                                                       | 子ども未来課                    |
| 13 | こどもの居場所づくり支援事業(学習支援・交流事業)                                                                                                                                                                                          | 13,084                    |
|    | 家庭の事情、不安や悩み等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちに、最寄りの地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する「地域の学習教室」に取り組む。                                                                                                                                 | 子ども家庭福祉課                  |
| 14 | くまもとゼロカーボン行動ブック等を活用した環境教育の推進                                                                                                                                                                                       | 17,765の一部                 |
|    | 「2050年県内CO <sub>2</sub> 排出実質ゼロ(ゼロカーボン)」に向けて、家庭で実践していただきたい具体的な行動やCO <sub>2</sub> 削減効果、メリットを「見える化」した「くまもとゼロカーボン行動ブック」を用いて、小学生から大学生、企業への講座など様々な形で啓発を行う。<br>様々な広報媒体を活用した情報発信を行うとともに、新たに子ども向けの環境教育等に活用する教材を作成し、普及啓発を図る。 | 環境立県推進課                   |
| 15 | 若年層への食の安全に関する学習機会の提供                                                                                                                                                                                               | 761の一部                    |
|    | 将来、消費者等として食の安全について正しい判断ができるよう、中学生や高校生に食の安全に関する講座等を開催する。                                                                                                                                                            | くらしの安全推進課                 |
| 16 | 消費生活相談・啓発事業(再掲)                                                                                                                                                                                                    | 57,584の一部                 |
|    | 消費者被害の未然防止と自立した消費者の育成を行うため、PTA、学校、地域の団体等が開催する学習会や研修会等へ消費生活相談員等を派遣する。また、県ホームページ等に「消費者トラブル注意報」を発出し、消費者被害の注意喚起を促すことで、消費者被害の未然防止を図る。                                                                                   | 消費生活課                     |

|    |                                                                                                                                          |                  |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|    | <b>食品ロス削減推進事業(意識改革・行動変容推進)(再掲)</b>                                                                                                       | <b>7,854の一部</b>  |
| 17 | 学校や団体等へ消費者教育コーディネーターを派遣し、エシカル消費や食品ロス削減等に係る出前講座を実施する。また、家庭におけるエシカル消費(地域の活性化や雇用なども含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動)の理解を深めるため、消費者教育教材を新たに作成し、普及啓発を行う。 | 消費生活課            |
|    | <b>地下水と土を育む農業の推進</b>                                                                                                                     | <b>10,806の一部</b> |
| 18 | 熊本の地下水と土の保全に資する「地下水と土を育む農業」に関して、子どもたちの理解を促進するための副読本を作成し、県内の小学3年生(新4年生向け)へ配布する。なお、配布する副読本は電子化し、タブレット端末等で閲覧できるよう対応する。                      | 農業技術課            |
|    | <b>くまもと「親の学び」プログラムの推進(中高生対象)</b>                                                                                                         | <b>2,008の一部</b>  |
| 19 | 中学生や高校生を対象として、くまもと「親の学び」プログラム(次世代編)を活用した講座を開催し将来親になることや自立の大切さについて学ぶ。特に、中学校においては、「親の学び」次世代編実践協力校を各管内1～2校を指定し、「親の学び」プログラムの効果的な活用について実践を行う。 | 社会教育課            |
|    | <b>非行防止教室・薬物乱用防止教室</b>                                                                                                                   | <b>(ゼロ予算)</b>    |
| 20 | 少年警察活動の一環として、児童・生徒を対象に、具体的な非行及び犯罪被害の事例、薬物乱用の危険性や有害性に関する正しい知識等を交えた講話を行い、少年の非行防止及び犯罪被害の未然防止を図る。                                            | 生活安全企画課          |

### 3 人材養成(第14条関係)

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行うことで、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

| 番号 | 事業又は取組名                                                                                                                                         | 令和7年度当初<br>予算額(千円) |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
|    | 事業又は取組の概要                                                                                                                                       | 担当課                |
|    | <b>現任保育士等研修事業</b>                                                                                                                               | <b>33,900</b>      |
| 21 | 保育課題別重点研修では、不適切な保育防止研修、児童虐待防止研修、発達障がい研修、保育所実習指導者研修、園長等研修の5つの項目で集合型及びオンライン研修を計6回(±0)の研修を実施予定。<br>キャリアアップ研修では、乳児保育、幼児教育等8つの分野でオンデマンド形式による研修を実施予定。 | 子ども未来課             |
|    | <b>情報安全出前講座(再掲)</b>                                                                                                                             | <b>91</b>          |
| 22 | 学校やPTA等の要望に応じて、保護者や教職員等を対象に、情報安全ファシリテータ(県指導主事等)によるスマートフォン等(児童生徒1人1台端末を含む)やインターネット、SNS等の安全利用に関する講話を実施する。                                         | 教育政策課              |
|    | <b>県立高等学校の家庭科主任を対象とした講習</b>                                                                                                                     | <b>1,157の一部</b>    |
| 23 | 本条例制定の経緯やねらいを踏まえ、家庭、地域と連携した学校の役割について、講義及び研修等を実施する。                                                                                              | 高校教育課              |
|    | <b>県内の地歴・公民科教員を対象とした研修</b>                                                                                                                      | <b>5,678の一部</b>    |
| 24 | 本条例制定の趣旨及び成年年齢引下げ等の社会状況を踏まえ、家庭、地域と連携した学校の役割について、研修を実施する。                                                                                        | 高校教育課              |
|    | <b>県立高等学校の進路指導主事等を対象とした講習</b>                                                                                                                   | <b>8,255の一部</b>    |
| 25 | 本条例制定の趣旨を踏まえ、高等学校等進路指導連絡協議会において、進路指導の視点から家庭と連携した取組を推進する。                                                                                        | 高校教育課              |
|    | <b>健康教育担当者を対象とした研修会</b>                                                                                                                         | <b>212</b>         |
| 26 | 児童生徒の健康で安全な生活のための資質・能力の育成に向けて、教職員の資質向上を図り、学校教育活動全体での健康教育を推進する。また、家庭・地域と連携した健康教育の実践を通して、児童生徒の望ましい生活習慣の形成を図る。                                     | 体育保健課              |
|    | <b>幼児教育推進体制の充実・活用強化事業</b>                                                                                                                       | <b>5,723</b>       |
| 27 | 幼児教育アドバイザー(スーパーバイザー)の配置及びそれらを活用した研修支援、幼・保等、小接続の推進等を図り、幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に県内全体の幼児教育の質向上を図る。                                                   | 義務教育課              |
|    | <b>幼稚園教員・保育士等を対象とした研修</b>                                                                                                                       | <b>2,794の一部</b>    |
| 28 | 子育て支援を行う教員・保育士等の資質向上や指導・援助方法の工夫改善を図るための研修を実施する。                                                                                                 | 義務教育課              |
|    | <b>くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会</b>                                                                                                                  | <b>2,008の一部</b>    |
| 29 | くまもと「親の学び」プログラムを活用した講座を進行したり、学校等における研修会の指導をしたりする「親の学び」プログラムトレーナーの資質向上を目的とした研修会を開催する。                                                            | 社会教育課              |
|    | <b>くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座</b>                                                                                                                   | <b>2,008の一部</b>    |
| 30 | くまもと「親の学び」プログラムを進行する進行役養成講座を県内各地域で開催する。                                                                                                         | 社会教育課              |
|    | <b>県統括コーディネーター配置事業(地域と学校の連携・協働に関するアドバイザー配置)</b>                                                                                                 | <b>1,204</b>       |
| 31 | 各市町村教育委員会及び統括的な地域学校協働活動推進員を指導・助言できる知識と経験を有し、市町村の枠を超えて活動する県統括アドバイザーを県に1人配置する。                                                                    | 社会教育課              |

|    |                                                                                                                               |               |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|    | <b>人材育成・活動推進事業</b>                                                                                                            | <b>782</b>    |
| 32 | 地域学校協働活動推進員の資質向上のための研修会を開催する。                                                                                                 | 社会教育課         |
|    | <b>社会教育団体等指導者研修</b>                                                                                                           | <b>104の一部</b> |
| 33 | 就学前、小・中・高・特別支援学校のPTA等の指導者のための研修会を開催し、情報の提供を行う。                                                                                | 社会教育課         |
|    | <b>肥後っ子いきいき読書環境づくり事業（新）</b>                                                                                                   | <b>132</b>    |
| 34 | 「熊本県子供の読書活動推進計画～肥後っ子いきいき読書プラン～」に基づき、子どもの読書環境の充実を図ることを目的に、学校図書館関係者ならびに読書活動支援関係者を対象として講座を実施。（受講対象者は隔年で読書活動支援関係者ならびに乳幼児教育関係者と交互） | 県立図書館         |

#### 4 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の促進(第15条関係)

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

| 番号 | 事業又は取組名<br>事業又は取組の概要                                                                                                            | 令和7年度当初<br>予算額(千円)<br>担当課 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
|    | <b>生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業(再掲)</b>                                                                                          | <b>52,770</b>             |
| 35 | 生活保護、生活困窮世帯の子どもに対して、塾形式を中心とした学習支援や、家庭訪問による生活習慣、育成環境の改善に関する助言を行う。<br>また、生活保護、生活困窮世帯の子どもの進学の夢を実現できるよう、受験期にある子どもに対して、学習支援の強化を行う。   | 社会福祉課                     |
|    | <b>私立幼稚園における預かり保育を通じた子育て支援</b>                                                                                                  | <b>6,170</b>              |
| 36 | 教育時間終了後や休業日に預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、補助を行う。                                                                                          | 子ども未来課                    |
|    | <b>リトルエンジェル支援</b>                                                                                                               | <b>1,645の一部</b>           |
| 37 | 極低出生体重児とその保護者等を対象に「リトルエンジェル手帳」の交付や保健師による退院前後の訪問を実施し、県、市町村、医療機関が連携して、支援の推進を図る。                                                   | 子ども未来課                    |
|    | <b>発達障がい児早期発見・早期支援事業</b>                                                                                                        | <b>438</b>                |
| 38 | 子育てに困ったときの参考書として「子育てをもっと楽しくするために～保護者のための子育て参考書～」を市町村を通じて配布する。                                                                   | 子ども未来課                    |
|    | <b>こどもの居場所づくり支援事業(学習支援・交流事業)(再掲)</b>                                                                                            | <b>13,084</b>             |
| 39 | 家庭の事情、不安や悩み等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちに、最寄りの地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する「地域の学習教室」に取り組む。                                              | 子ども家庭福祉課                  |
|    | <b>「くまなびの日」実施(新)</b>                                                                                                            | <b>(ゼロ予算)</b>             |
| 40 | 教育の出発点である家庭において、子供一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し可能性を広げることができるよう、子供と家族と一緒に休める環境を整備する。                                                | 教育政策課、高校教育課、特別支援教育課、義務教育課 |
|    | <b>ほほえみスクールライフ支援事業</b>                                                                                                          | <b>131,424</b>            |
| 41 | 県立特別支援学校及び県立高等学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒の安全安心な学習環境整備と保護者の負担軽減のため、委託医療機関等から県立特別支援学校等に看護師を派遣し、医療的ケアを実施する。                               | 特別支援教育課                   |
|    | <b>人工呼吸器装着児童生徒看護師利用補助事業</b>                                                                                                     | <b>25,443</b>             |
| 42 | 人工呼吸器を装着して登校している児童生徒に付き添う保護者の負担軽減のため、保護者との契約により学校に看護師を派遣する医療機関(訪問看護ステーション含む)に対して、補助金交付を行う。                                      | 特別支援教育課                   |
|    | <b>通学支援補助事業</b>                                                                                                                 | <b>960</b>                |
| 43 | 通学中の医療的ケアが必要な児童生徒について、保護者送迎が困難な場合の支援策として、福祉車両等に看護師等を同乗させる訪問看護等事業者に対して、補助金交付を行う。                                                 | 特別支援教育課                   |
|    | <b>学校等警察連絡協議会事業</b>                                                                                                             | <b>15,969の一部</b>          |
| 44 | 学校と警察が相互理解により、生徒・児童の非行防止、被害防止及び安全確保その他健全育成施策を推進し、よりよい密接な情報交換と行動連携の強化を図るため、県下21地区の学校等警察連絡協議会を組織するとともに、その上部組織である県学校等警察連絡協議会を設置する。 | 学校安全・安心推進課、生活安全企画課        |

|    |                                                                                                                               |           |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 45 | 地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業(学校における働き方改革を踏まえた地域学校協働活動推進員配置)                                                                           | 80,770の一部 |
|    | 学校における働き方改革を踏まえた、地域と学校を繋ぐ地域学校協働活動推進員を配置する市町村を支援し、地域全体で子供たちの成長を支える「地域学校協働活動」の取組を推進する。                                          | 社会教育課     |
| 46 | 地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業(家庭教育支援員配置)                                                                                               | 80,770の一部 |
|    | 家庭教育支援員による相談業務や学習機会の提供及び情報提供を行う。また、地域における支援体制(ネットワーク)づくりを推進する。                                                                | 社会教育課     |
| 47 | 地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業(地域における学習支援、体験活動)                                                                                         | 80,770の一部 |
|    | 家庭の事情、環境等の理由等で、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身についていなかったりする子供たちへの学習支援や放課後の空き教室等を利用して、学校や家庭だけでは行えない体験活動を地域の教育力を活用して実施する。                | 社会教育課     |
| 48 | 「熊本的心」活用推進事業                                                                                                                  | 210       |
|    | 県民の郷土愛及び道徳心を高め、郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指す熊本の人づくりを推進するため、「熊本的心」(助けあい 励ましあい 志高く)を県民全体に普及啓発する。                                            | 社会教育課     |
| 49 | おはなし会活動団体支援 (新)                                                                                                               | 330の一部    |
|    | 読書活動支援関係者や乳幼児教育関係者に対して、紙芝居やビッグブック、パネルシアター等のおはなし会に必要な特別資料の提供を行う。                                                               | 県立図書館     |
| 50 | スクールサポーター活用事業                                                                                                                 | 37,086    |
|    | 警察本部生活安全企画課及び熊本市内の警察署等7警察署に警察OB11人を配置し、児童・生徒の非行事案への対応、いじめ・校内暴力事案に対する指導・助言等を行うため学校へ派遣する。また、非行防止教室の開催や学校等における児童・生徒の安全確保等の活動を行う。 | 生活安全企画課   |

## 5 相談体制の整備及び充実(第16条関係)

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

| 番号 | 事業又は取組名<br>事業又は取組の概要                                                                                                 | 令和7年度当初<br>予算額(千円)<br>担当課 |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
|    | <b>スクールソーシャルワーカー補助事業</b>                                                                                             | <b>9,608</b>              |
| 51 | 様々な問題を抱え福祉的な支援を必要とする私立中学・高校の生徒・学校に対し、スクールソーシャルワーカーを活用する学校に対して、補助を行う。                                                 | 私学振興課                     |
|    | <b>私立幼稚園における子育て支援活動の推進</b>                                                                                           | <b>6,170の一部</b>           |
| 52 | 地域の保護者に対する教育相談や情報提供及び地域の子供たちに園を開放するなど、地域の幼児教育センター的役割を果たす私立幼稚園4園に対して、補助を行う。                                           | 子ども未来課                    |
|    | <b>ひとり親家庭等支援事業(母子家庭等就業・自立支援事業)</b>                                                                                   | <b>9,158</b>              |
| 53 | 様々な困難を抱えているひとり親家庭等の自立に向け、就業、生活、養育等のニーズに対する総合的な相談支援を実施する。                                                             | 子ども家庭福祉課                  |
|    | <b>子ども・若者総合相談センター事業</b>                                                                                              | <b>20,817</b>             |
| 54 | ニート、ひきこもり、不登校など、さまざまな悩みや課題を抱える子供・若者をサポートするワンストップの相談窓口を設置し、対象者のアセスメントや適切な専門機関への繋ぎ支援を実施する。                             | 子ども家庭福祉課                  |
|    | <b>児童家庭支援センター事業</b>                                                                                                  | <b>145,377</b>            |
| 55 | 児童虐待への迅速かつきめ細かな対応のために、心理士による専門性を活かした相談対応等を行う児童家庭支援センターを設置し、子どもや保護者の支援に取り組む。                                          | 子ども家庭福祉課                  |
|    | <b>ヤングケアラー支援体制強化事業</b>                                                                                               | <b>4,578</b>              |
| 56 | コーディネーターの配置による関係機関との連携支援や、ピアサポーターによる相談支援、オンラインサロン及び関係機関職員研修の開催により、支援体制の構築を行う。                                        | 子ども家庭福祉課                  |
|    | <b>医療的ケア児等暮らし安心サポート事業(医療的ケア児地域支援体制強化事業)</b>                                                                          | <b>12,011の一部</b>          |
| 57 | 医療的ケア児の支援のため、「熊本県医療的ケア児支援センター」を設置し、相談対応や情報提供の充実を図るとともに、統括コーディネーターを配置し、市町村や関係機関等へのフォローアップ体制を整備し、地域支援体制の強化に取り組む。       | 障がい者支援課                   |
|    | <b>男女共同参画相談室らいい</b>                                                                                                  | <b>6,145</b>              |
| 58 | 女性等が抱える様々な悩みの相談に応じる総合相談窓口を設置し、幅広い知識を有する相談員が電話及び面接により対応する。また、女性弁護士による無料法律相談を実施する。                                     | 男女参画・協働推進課                |
|    | <b>スクールカウンセラー活用事業</b>                                                                                                | <b>174,452</b>            |
| 59 | 小中学校、教育事務所等及び県立中・高、特別支援学校に、臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置し、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題などに悩みを持つ保護者等に対して、子供への対応の在り方などについて専門的見地からアドバイスを行う。 | 学校安全・安心推進課                |
|    | <b>スクールソーシャルワーカー活用事業</b>                                                                                             | <b>147,075</b>            |
| 60 | 県立高校拠点校及び教育事務所等に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者に対する相談業務とともに、必要な関係機関と連携を図りながら、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。     | 学校安全・安心推進課                |
|    | <b>学校支援アドバイザー配置事業(市町村立学校)</b>                                                                                        | <b>4,808</b>              |
| 61 | 5つの教育事務所(宇城、玉名、菊池、上益城、八代)に、警察官OBの学校支援アドバイザーを配置し、問題行動等の未然防止や問題行動等発生時の対応を行う。また、児童生徒及びその保護者の相談にも対応する。                   | 学校安全・安心推進課                |

|    |                                                                                                                               |                  |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|    | <b>学校問題解決支援事業（新）</b>                                                                                                          | <b>5,525</b>     |
| 62 | 学校安全・安心推進課内に学校問題解決支援コーディネーター(学校運営に識見を有する学校管理職OB)を配置し、学校だけでは解決困難な事案に直接、継続的に対応する。コーディネーターは中立的な立場で学校や保護者等からの相談に対応し、解決に向けての支援を行う。 | 学校安全・安心推進課       |
|    | <b>家庭教育電話相談事業</b>                                                                                                             | <b>2,822の一部</b>  |
| 63 | 家庭教育電話相談員を配置し、子育てに悩みを持つ保護者に対する相談体制を整備する。また、電話相談カードを作成し、保護者に配布するとともに、広報を行い、併せて相談員のスキルアップを図るための研修会を実施する。                        | 社会教育課            |
|    | <b>少年相談「肥後っ子テレホン」事業</b>                                                                                                       | <b>34,000の一部</b> |
| 64 | 少年又は保護者等から少年の非行、犯罪被害等に関する相談を電話やメールで受け付け、必要な助言、指導等を行う。                                                                         | 生活安全企画課          |

## 6 広報及び啓発(第17条関係)

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

| 番号 | 事業又は取組名                                                                                                                            | 令和7年度当初<br>予算額(千円) |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
|    | 事業又は取組の概要                                                                                                                          | 担当課                |
|    | <b>子育て情報提供、県民意識啓発事業、くまもと子育て応援プロジェクトの実施</b>                                                                                         | <b>4,834</b>       |
| 65 | 父親向け育児情報冊子「パパ手帳」及び子育てサポート「孫育て手帳」を県内各市町村へ配布し、「熊本県子ども輝き条例」及び「肥後っ子の日」をはじめ子育てに関する情報を県民に広く提供する。                                         | 子ども未来課             |
|    | <b>家庭から暴力をなくすキャンペーン</b>                                                                                                            | <b>882</b>         |
| 66 | DV(配偶者等からの暴力)や虐待の増加が懸念されるなか、関係機関との連携・協力のもと、県民の意識啓発を目的としたチラシの配布やポスター展示、県民や関係者を対象とした児童虐待防止シンポジウム及びDV防止講演会を実施する。                      | 子ども家庭福祉課           |
|    | <b>くまもと子ども・若者”よりそい”シンポジウム等の開催</b>                                                                                                  | <b>20,817の一部</b>   |
| 67 | 困難を抱える子ども・若者への理解を深めるため、熊本県子ども・若者支援地域協議会との連携・協力のもと、県民の意識啓発を目的としたシンポジウムや交流会を実施する。                                                    | 子ども家庭福祉課           |
|    | <b>熊本県・熊本市連携発達障がいに関する講演会</b>                                                                                                       | <b>56,871の一部</b>   |
| 68 | 周囲には分かりにくい発達障がいについて、県民に正しい理解を広げるための講演会等を実施する。                                                                                      | 障がい者支援課            |
|    | <b>青少年健全育成推進事業のうち「家庭の日」あったか家族コンクールの実施</b>                                                                                          | <b>1,701の一部</b>    |
| 69 | 毎月第1日曜日の「家庭の日」に、明るい家庭づくり運動を展開する。また、家族で過ごした様子を表現する「絵につき」・「フォトにつき」の作品コンクールや「インターネットを安全に使うための家庭のルール」を家族で話し合ってもらう「私たちの1か条」のコンクールを実施する。 | くらしの安全推進課          |
|    | <b>熊本県少年保護育成条例の周知啓発</b>                                                                                                            | <b>1,701の一部</b>    |
| 70 | 熊本県少年保護育成条例に基づき、フィルタリング普及促進等に関するグッズを作成し、小中高校や携帯電話販売店等に配布する。                                                                        | くらしの安全推進課          |
|    | <b>消費生活相談・啓発事業(再掲)</b>                                                                                                             | <b>57,584の一部</b>   |
| 71 | 消費者被害の未然防止と自立した消費者の育成を行うため、PTA、学校、地域の団体等が開催する学習会や研修会等へ消費生活相談員等を派遣する。また、県ホームページ等に「消費者トラブル注意報」を発出し、消費者被害の注意喚起を促すことで、消費者被害の未然防止を図る。   | 消費生活課              |
|    | <b>食品ロス削減推進事業(発生抑制・有効活用推進/消費者等取組促進)</b>                                                                                            | <b>7,854の一部</b>    |
| 72 | 食品ロス削減の取組を推進するため、食品ロス削減につながる4つの行動を食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」(てまえどり・食べきり・フードドライブ・食ロスチェック)として普及啓発を行う。                                  | 消費生活課              |
|    | <b>「くまもと早ね・早おき いきいきウィーク」の実施</b>                                                                                                    | <b>1,116の一部</b>    |
| 73 | 8月末から9月15日(9月の「肥後っ子の日」)までの期間を「くまもと 早ね・早おき いきいきウィーク」とし、県内の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校等が連携して、基本的な生活習慣の育成に関わる取組を一斉に実施する。                   | 義務教育課              |
|    | <b>「熊本県就学前教育に係る実態調査」の実施及び結果の活用</b>                                                                                                 | <b>1,116の一部</b>    |
| 74 | 0歳児から小学校3年生までの基本的な生活習慣の定着状況等を把握するために、「熊本県就学前教育に係る実態調査」を実施し、その結果及び課題について関係機関に周知し、基本的な生活習慣の育成のための取組を推進する。                            | 義務教育課              |

|    |                                                                                                                                                                               |                 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|    | <b>「くまもと家庭教育支援チーム」の推進</b>                                                                                                                                                     | <b>307の一部</b>   |
| 75 | 学校・家庭・地域・事業所等で家庭教育支援に取り組む団体を登録し、県民みんなで家庭教育支援に取り組む気運を高めるため、各種団体等へ参加登録を呼びかける。                                                                                                   | 社会教育課           |
|    | <b>「くまもと家庭教育10か条」等の啓発</b>                                                                                                                                                     | <b>307の一部</b>   |
| 76 | 就学時健診をはじめ、関係機関(学校等、教育委員会)に対してチラシを配付し啓発するとともに、学校や家庭、地域でのルールづくりを促進する。                                                                                                           | 社会教育課           |
|    | <b>家庭における情報モラル事業</b>                                                                                                                                                          | <b>307の一部</b>   |
| 77 | 子育て世代の保護者に対して、情報モラル、スマートフォン利用等に関する啓発チラシを配付する。                                                                                                                                 | 社会教育課           |
|    | <b>家庭教育支援功労者及び家庭教育支援優良団体表彰</b>                                                                                                                                                | <b>1,103の一部</b> |
| 78 | 家庭教育支援を行う個人及び団体に対し功労表彰を行い、その後の活動への意欲付けを行う。                                                                                                                                    | 社会教育課           |
|    | <b>家庭教育推進啓発事業</b>                                                                                                                                                             | <b>1,103の一部</b> |
| 79 | くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議を開き、関係課との連携を図るとともに、くまもと家庭教育支援条例及び家庭教育の重要性等についてフォーラムを開催するなどして、県民への普及啓発を図る。                                                                                  | 社会教育課           |
|    | <b>「親の学び」推進園事業</b>                                                                                                                                                            | <b>1,103の一部</b> |
| 80 | 県内の幼稚園等に広く「親の学び」講座の普及啓発を図るとともに、今後の家庭教育の推進や「親の学び」講座のあり方等について検討することを目的に、県内全市町村に1園以上の推進園を設定する。<br>また、連携協定締結を踏まえ、「親の学び」講座をはじめとした各種施策の継続的な実施を図る。                                   | 社会教育課           |
|    | <b>家庭教育支援幼保連携事業（新）</b>                                                                                                                                                        | <b>1,103の一部</b> |
| 81 | 令和7年3月に、就学前教育・保育を行う施設が加盟する5団体と県教育委員会で、継続した家庭教育支援に取り組む気運を高めることを目的とした連携協定を締結した。今後は、「保護者が学ぶ機会」の設定等のこれまで以上の推進や、チラシを配付する等して、発達段階に応じたきめ細やかな連携を図る。また、フォーラム等、家庭教育支援に係る会議等への出席機会を提供する。 | 社会教育課           |
|    | <b>民間企業への「お出掛け『親の学び』講座」実施による普及促進（新）</b>                                                                                                                                       | <b>2,008の一部</b> |
| 82 | 就学前施設や小中学校等で実施している「親の学び」講座を、企業や団体等と連携し広く啓発することで、多くの県民の講座認知度を高め、一層の普及促進へつなげる。                                                                                                  | 社会教育課           |
|    | <b>熊本県子ども人権フェスティバル事業</b>                                                                                                                                                      | <b>2,297</b>    |
| 83 | 「熊本県人権教育・啓発基本計画」の趣旨等を踏まえ、児童生徒を主体とする「熊本県人権子ども集会」を通して、全ての人々の人権意識の高揚を図るとともに、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権が共存する人権尊重社会の実現をめざす。                                                             | 人権同和教育課         |
|    | <b>人権教育促進事業</b>                                                                                                                                                               | <b>588</b>      |
| 84 | 「人権」をテーマに啓発ポスター及びチラシを作成する。県内の学校及び市町村教育委員会等の関係団体へ配布し、児童生徒及び県民に対して啓発を図る。<br>市町村人権教育担当者等に対し、研修会を実施する。                                                                            | 人権同和教育課         |

|    |                                                                                                                                          |                  |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|    | <b>図書館サービスの充実</b>                                                                                                                        | <b>(ゼロ予算)</b>    |
| 85 | 子どもが借りたくなる書架、大人が子どもに読書を薦めたい見出し、目に入りやすいディスプレイや時事に合った展示コーナーを作り、利用者の満足度が高くなる環境づくりを行う。おはなし会や季節のイベントなども実施する。館内の様子やイベントの告知をSNS等で情報発信する。        | 県立図書館            |
|    | <b>こども本の森 熊本の運営及び充実</b>                                                                                                                  | <b>42,414の一部</b> |
| 86 | 豊かな自然環境の中にある「こども本の森 熊本」で子どもたちに読書を楽しんでもらい、たくさんの夢を描いてもらう。また、家族連れや保育園等の園外活動などをはじめ多くの県民にも足を運んでいただき、素晴らしい本との出会いがあるよう季節の行祭事に合わせたイベント等を企画・開催する。 | 県立図書館            |
|    | <b>少年の非行・被害防止に関する広報啓発資料の作成</b>                                                                                                           | <b>482</b>       |
| 87 | 県内の少年非行統計、少年非行・被害防止に関する資料等を作成し、県民に広く配布する、県警ホームページに掲載するなどして、少年の健全育成に対する意識高揚を図る。                                                           | 生活安全企画課          |

# くまもと家庭教育支援条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第11条）

### 第2章 家庭教育を支援するための施策（第12条—第17条）

### 附則

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。私たちが住む熊本では、子どもは地域の宝として、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会その他県民みなで子どもの育ちを支えてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。また、育児の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめや子どもたちの自尊心の低さが課題となっている。

これまでも、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）がその子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

#### (基本理念)

**第3条** 家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

#### (県の責務)

**第4条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

#### (市町村との連携)

**第5条** 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

#### **（保護者の役割）**

**第6条** 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情をもって接し、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親として成長していくよう努めるものとする。

#### **（学校等の役割）**

**第7条** 学校等は、基本理念にのっとり、家庭及び地域住民と連携し、及び協働して、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 学校等は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### **（地域の役割）**

**第8条** 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化及び行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、家庭及び学校等と連携し、及び協働して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 地域活動団体は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### **（事業者の役割）**

**第9条** 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備その他の従業員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### **（財政上の措置）**

**第10条** 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### **（年次報告）**

**第11条** 知事は、毎年度、家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

## 第2章 家庭教育を支援するための施策

### （親としての学びを支援する学習機会の提供）

第12条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、親としての学びを支援する講座の開設その他の保護者の学習の機会の提供を図るものとする。

### （親になるための学びの推進）

第13条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、学校等が子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会を提供することを支援するものとする。

### （人材養成）

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育の支援を行う人材相互間の連携の推進を図るものとする。

### （家庭、学校等、地域住民等の連携した活動の促進）

第15条 県は、家庭、学校等、地域住民その他の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るものとする。

### （相談体制の整備・充実）

第16条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を実施するものとする。

### （広報及び啓発）

第17条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な啓発を行うものとする。

3 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取組の実施、家庭教育の支援に関する有用な事例の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則（平成27年3月20日条例第32号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。